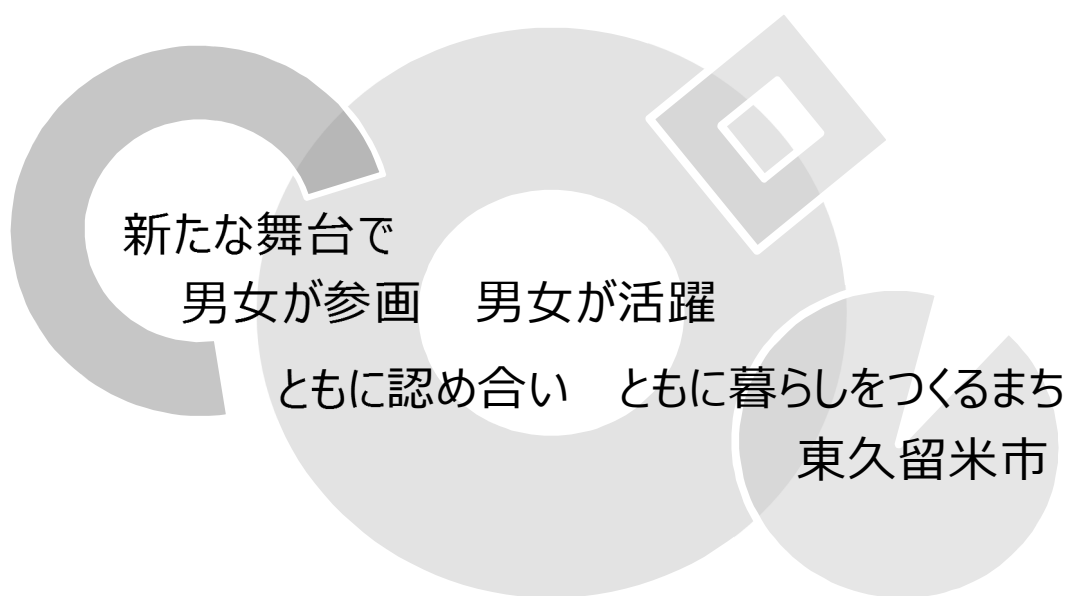


東久留米市第3次男女平等推進プラン

2017（平成29）年度～2022（平成34）年度



新たな舞台で

男女が参画 男女が活躍

ともに認め合い ともに暮らしをつくるまち

東久留米市

平成29年3月

東久留米市

はじめに

このたび、2017（平成29）年度から6年間を計画期間とする「東久留米市第3次男女平等推進プラン」を策定いたしました。

現行の「第4次長期総合計画後期基本計画」では、基本計画を推進していくための基本的な施策のひとつに「男女共同参画の推進」を掲げており、男女平等推進プランは、これを具体的に進めるための行動計画です。



少子高齢化が進み、それに伴い労働力人口が減少するなど、社会が変化するなかで、長期総合計画の基本理念に示す「“自然 つながり 活力あるまち”東久留米」に向けて地域の魅力を高めていくためには、様々な個の力を融合させて大きな力とすることができるよう、多様な価値観を互いに認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が必要です。

国では2015（平成27）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。この計画では、第3次計画から構成を大幅に変更し、12の取組分野の冒頭に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を掲げています。また、同年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立、男女共同参画社会実現に向けた取組は新たな段階に入り、そこでは女性の力が重要な鍵を握っています。

今後、東久留米市においても、女性が安心してその能力を十分に発揮できるよう、女性活躍の推進に向けた取り組みを加速させながら、2000（平成12）年に「東久留米市男女共同参画都市宣言」で宣言したように、互いに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、誰もがいきいきと暮らす社会「男女共同参画社会」の実現を目指してまいります。

また、本計画を推進するためには、市民や事業者の皆さまと連携し一体となって取り組むことが必要と考えております。今後もなお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、議論を尽くし、貴重なご意見、ご提言を頂戴しました東久留米市男女平等推進市民会議の委員の皆様、並びにアンケート調査やパブリック・コメント等を通じ多くのご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

2017（平成29）年3月

東久留米市長

並木克巳

東久留米市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
生まれたときから平等です
性別に関係なく
年齢に関係なく

わたしたちは
互いに人権を尊重し 責任を分かちあいます
家庭でも
学校でも
職場でも
地域でも

わたしたちは
さまざまな分野に参画して
個性と能力をいかし
一人ひとりが輝く
差別のない社会をきずきます

わたしたちは
水と緑に恵まれた このまちを受けつぎ
地球の環境をまもり 平和の輪をひろげて
男女がいきいきと暮らす社会をつくります

2000（平成12）年10月1日

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	3
2 基本理念	4
3 計画の概要	5
4 計画策定の背景	6
5 計画の体系	10
6 目標	11
第2章 東久留米市の現状	13
1 人口等の推移	15
2 世帯・婚姻等の状況	17
3 就業等の状況	20
4 保育利用の状況	22
5 その他	24
第3章 施策の展開	27
目標Ⅰ 働くための環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進	29
目標Ⅱ 職業生活における女性の活躍推進	36
目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進	44
目標Ⅳ 安心・安全な暮らしの実現	47
目標Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の整備	62
目標Ⅵ 推進体制の整備・強化	68
第4章 資料	75
1 東久留米市男女平等推進市民会議条例	77
2 東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿	79
3 東久留米市男女共同参画推進協議会設置要綱	80
4 配偶者暴力対策庁内連絡会の目的と構成	82
5 策定の経過	83
6 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査実施の概要	84
7 （仮称）東久留米市第3次男女平等推進プラン（素案）についての パブリックコメント実施結果	85
8 関係法令	86
男女共同参画社会基本法	86
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	91
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	103
9 男女共同参画社会実現に向けたこれまでの動き	112

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

1999（平成 11）年に公布、施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけています。これを受けて、法整備やポジティブ・アクション（積極的改善措置）など様々な取組が推進されてきました。

さらに、2015（平成 27）年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。また、長時間労働等や多様化する男女間の暴力など、様々な側面からの課題に対応するための取組も進められています。

東久留米市においても、人権尊重、男女平等のための取組から始まり、2011（平成 23）年 3 月には「男女共同参画社会の形成を目指す東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の推進に努めてまいりました。

一方で、依然として残る固定的性別役割分担意識（性別だけで役割や向き不向きを決めつけてしまうような考え方）の改善やワーク・ライフ・バランス推進など多くの課題については、時代が進むとともに、更に実効性のある取組が求められています。

このような状況を踏まえ、市では、新たな法律や社会情勢の変化、「男女共同参画社会の形成を目指す東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」の進捗状況評価を行い整理した課題等に対応し、更に取組を推進、発展させ、男女共同参画社会実現に向けた動きを加速させるための指針として「東久留米市第 3 次男女平等推進プラン」を策定します。

2 基本理念

新たな舞台で 男女が参画 男女が活躍

ともに認め合い ともに暮らしをつくるまち 東久留米

市では、2000(平成 12)年に男女共同参画都市宣言を発表しています。

すべての人が、その性別にとらわれることなく、互いの人権を尊重し、また、自らの意思で行動し、等しく責任を担い、思いやりを持って生きる社会を実現し、「男女がいきいきと暮らす社会」をめざして、取り組みを進めています。

男女共同参画を推進し、すべての人が、あらゆる場面で平等に参画できるようになると、様々な立場からの視点で、物事を判断できるようになります。男女がお互いの違いを尊重して認め合えば、多様性は大きな強みとなります。

近年、労働力人口の減少が大きな問題となり、労働市場への女性の参入が進まないと、わが国の経済は成り立たなくなってしまうます。そのため、職業生活における女性の活躍の推進が急務です。あわせて、女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することが必要です。そのためにも、長時間労働や男性中心型の労働慣行は、是正しなくてはなりません。男性も女性も、自らの活躍の範囲を限定せず、新たな舞台で能力や個性を発揮し、これからの時代に沿った新たなライフスタイルを創っていくことが求められます。

市においても、すべての人が、仕事や家庭や地域で活躍できるよう、環境整備・啓発・支援等の取り組みをさらに充実し、市の第 4 次長期総合計画の目指すまちの将来像である「“自然 つながり 活力あるまち”東久留米」に沿った、「ともに認め合い ともに暮らしをつくるまち 東久留米」の実現を目指します。



3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

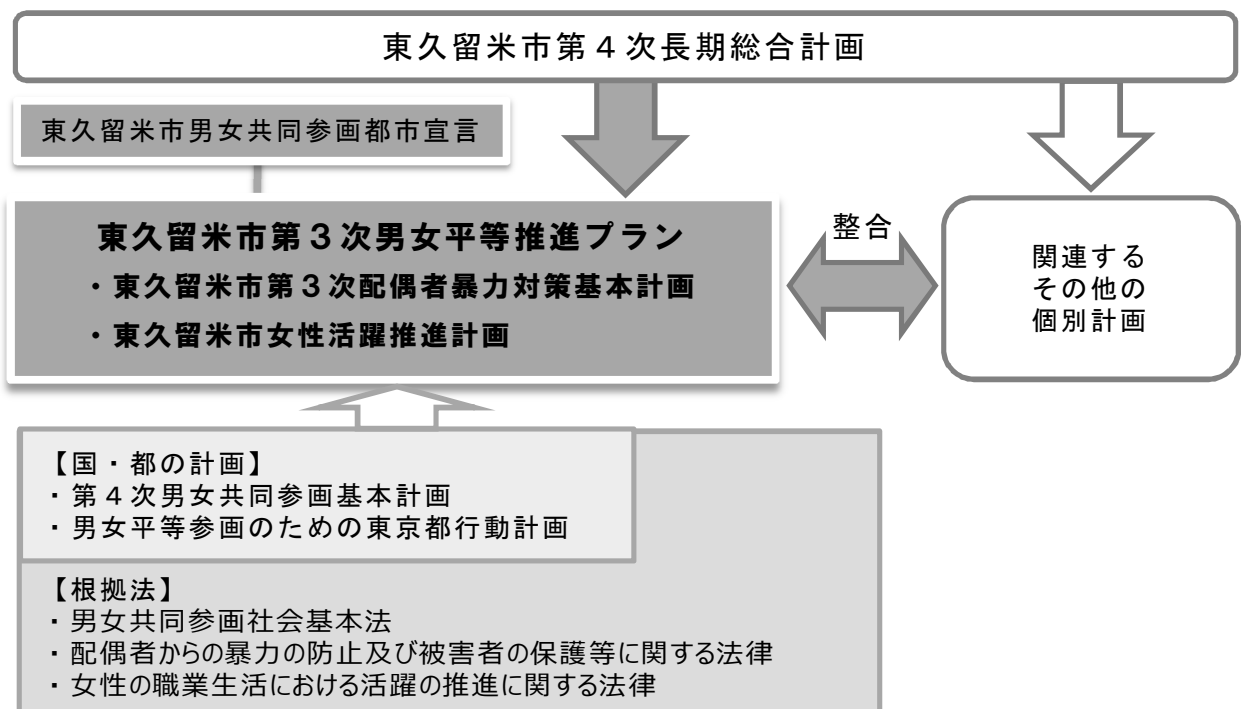
- ・ この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、市が男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。
- ・ この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づき、市における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す「東久留米市第 3 次配偶者暴力対策基本計画」として位置付けます。
- ・ この計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

(2) 計画の性格

- ・ この計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び東京都の男女平等参画施策の動向を勘案するとともに、「東久留米市第 4 次長期総合計画」や東久留米市の他の部門計画との整合性を図り策定しています。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、2017（平成 29）年度から 2022（平成 34）年度までの 6 年間とします。ただし、期間中においても社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しについて検討するものとします。



4 計画策定の背景

(1) 社会情勢の変化

少子高齢社会、人口減少社会が到来する中、出産・子育て等による離職や非正規雇用での就業を選択せざるを得ない女性が依然として多いこと、ひとり親家庭や貧困等生活上の困難に苦しむ家庭が増えていることなどが問題となっています。政府は2015（平成27）年に「一億総活躍社会」の実現をスローガンに掲げ、経済対策、子育て支援、社会保障の充実に向け、非正規雇用の待遇改善や長時間労働の是正などの働き方改革、女性の活躍促進などの対策を打ち出しています。

女性に対する暴力や人権侵害の問題については、多くの取り組みがなされてきましたが、被害は減少せず、凶悪な事件も起きています。2013（平成25）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、配偶者間の暴力に限らず、同居する交際相手からの暴力についても法の適用対象となったほか、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正により、新たに電子メールを連続して送信する行為が規制対象となるなど、取り組みの強化が進んでいます。

(2) 国の動き

国では2015（平成27）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調されています。

その後、2016（平成28）年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、国・地方公共団体、従業員301人以上の大企業に対し女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

2016（平成28）年3月には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律を改正する法律」等が公布され、事業主に対する、いわゆるマタハラ防止措置義務が新設されました。合わせて育児・介護休業法が改正され、2017（平成29）年1月からは、休業の分割取得や半日単位での取得、取得要件の緩和など、働く人が育児・介護休業をより取得しやすくなるよう改正が行われました。

（３）都の動き

東京都では、2012（平成 24）年度に「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス＆サポート東京プラン 2012』」を策定し、「働く場における男女平等参画の促進」「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」「特別な配慮を必要とする男女への支援」「配偶者からの暴力の防止」の４項目を重点課題として掲げ、取り組みを進めてきました。

また、配偶者からの暴力に関しては、「東京都配偶者暴力対策基本計画」に基づき、具体的な被害者支援施策が進められており、2012（平成 24）年に３期目の改定がなされました。

2016（平成 28）年度には、これらの計画が終了することから、2017（平成 29）年４月より新たな計画に沿って、男女平等参画施策が推進されます。

～ 男女共同参画をめぐる最近の制度改正 ～

【第４次男女共同参画基本計画の策定】

国では、2015（平成 27）年 12 月に男女共同参画社会基本法に基づく「第４次男女共同参画基本計画」を策定しました。

この中では、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、①男性中心型労働慣行等の変革や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の着実な施行等に取り組む「あらゆる分野における女性の活躍」、②非正規雇用やひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい女性が安心して暮らせるための環境整備や女性に対する暴力の根絶に取り組む「安全・安心な暮らしの実現」、③男女共同参画の視点に立った各種制度の整備や男女共同参画への国民の理解の促進等を図る「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を施策の三本柱とし、国と地方公共団体、民間団体等が連携体制を強化して取り組んでいくことが示されました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定】

2015（平成 27）年 8 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。同法では、「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である」ことから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とし、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主における必要な取り組みを行うことを求めています。これに基づき、地方公共団体は国の定める基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することになりました。また、事業所内における女性の採用・登用・能力開発等の取り組みを推進するため、常用雇用者 301 人以上の民間事業主は「事業主行動計画」を、国や地方公共団体は「特定事業主行動計画」を策定することとされています。

【男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の一部改正】

2016（平成 28）年 3 月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律を改正する法律」等が公布され、事業主に対する、いわゆるマタハラ防止措置義務が新設されました（平成 29 年 1 月 1 日施行）。この改正により事業主は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことに加え、上司・同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置を講じなければならないことが追加されました。また、合わせて 2017（平成 29）年 1 月からは、休業の分割取得や半日単位での取得、取得要件の緩和など、働く人が育児・介護休業をより取得しやすくなるよう改正が行われました。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正】

2013（平成 25）年 6 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました（平成 26 年 1 月施行）。この改正法によって、従来はその対象から外れていた、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

【ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正】

2013（平成 25）年 6 月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました（平成 25 年 10 月施行）。この改正により、「拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為」が新たにストーカー規制法の対象となりました。また、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等についての被害者の関与の強化などの措置等が講じられています。その他、国及び地方公共団体が、被害者に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないこととしています。

【東京都女性活躍推進白書の策定】

東京都では、2016（平成 28）年 2 月に「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。この白書は、「ライフイベントから見た女性の現状と課題」「多様な女性が活躍する現在と未来の姿」「東京に変革をもたらすための取組の方向性」の 3 部で構成されており、東京の女性の活躍に焦点を絞り、女性の職場や地域での活躍の現状と課題を明らかにするとともに、様々な分野で活躍する女性の姿に学んだ課題克服のヒント、それらを基にした、あらゆる場における女性の活躍推進をより確かなものにする取組の方向性までを総合的に取りまとめた自治体初となる白書となっています。

(4) 東久留米市の動き

東久留米市では、1987(昭和 62)年 3 月に「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」、1996(平成 8)年 3 月に「東久留米市男女平等推進プラン」を策定しました。

1997(平成 9)年には、男女共同参画社会の形成を促進するため、東久留米市男女平等推進センターを暫定施設として開設するとともに、プランに掲げる施策を推進するため、市長の諮問機関として、「男女平等推進市民会議」を条例により設置しました。

男女共同参画社会基本法が公布、施行された 1999(平成 11)年の後、2000(平成 12)年 10 月には、「東久留米市男女共同参画都市宣言」を宣言、2001(平成 13)年 3 月には、同法を踏まえた「改定版 東久留米市男女平等推進プラン」を策定しました。

また、2004(平成 16)年には、男女平等推進センターが条例により設置され、以後、男女共同参画施策を推進する拠点として機能しています。

2006(平成 18)年からは「改定版 東久留米市男女平等推進プラン後期計画期間(2006(平成 18)年度～2010(平成 22)年度)における重点課題」を策定し、施策を推進、2009(平成 21)年 4 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を踏まえた「東久留米市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、女性に対する暴力への対策を強化しました。

2011(平成 23)年 3 月には、両計画の計画期間終了に伴い、第 4 次行動計画となる「男女共同参画社会の形成を目指す 東久留米市第 2 次男女平等推進プラン」及び、市における配偶者暴力対策の施策を体系的に示した「東久留米市第 2 次配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。その後これまで、計画的な男女共同参画社会の実現と総合的な配偶者暴力防止及び被害者支援対策強化に向けて取組を進めています。

特に、第 2 次男女平等推進プランでは、プランの実効性を高めるため、男女共同参画施策の新しい評価方法について検討するとともに、施策を担う各課へのプランの周知に努めています。同時に、施策の推進にあたっては、庁内各課や地域の団体等と連携を図ってきました。

男女平等推進センター講座等においては、連携することで、男女共同参画をより幅広い視点から捉えて事業が実施できるようになり、多くの新たな層の市民に向けて男女共同参画に関心をもつ機会を提供することにつながっています。

2015(平成 27)年度からは近隣 2 市(清瀬市、西東京市)と連携した事業、また、女性活躍推進に向けて庁内各課や企業等と連携した女性の起業支援スキーム構築事業など交付金を活用し実施し、更に幅広い取組を続けています。

5 計画の体系

目 標	施 策
女性活躍推進法に基づく市の推進計画 Ⅰ 働くための環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進
	2 市内事業所の働き方改革とワーク・ライフ・バランスへの取組推進
	3 男性やシニアの家庭生活や地域活動への参画促進
	4 両立支援のための子育て・介護の環境整備
Ⅱ 職業生活における女性の活躍推進	1 市内事業所及び市役所における女性活躍推進への取り組み促進
	2 女性の就労継続とキャリア形成への支援
	3 女性の再就労への支援
	4 女性の起業と事業継続への支援
Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 市附属機関や地域活動団体における男女の参画推進と女性の活躍推進
	2 地域におけるリーダーとなる女性の育成
Ⅳ 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯にわたる男女の健康の支援
	2 配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援
	DV 防止法に基づく市の基本計画
	3 女性や子どもに対するあらゆる暴力の予防と根絶
	4 ハラスメント等の防止対策の推進
	5 性を理解し、自他を尊重するための教育の実施
	6 困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援
Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の整備	1 男女共同参画社会に対する理解促進
	2 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供
	3 男女共同参画への意識を育む教育の実施
Ⅵ 推進体制の整備・強化	1 男女平等推進センターの機能強化
	2 庁内推進体制の強化
	3 関係機関・団体との連携強化
	4 進捗状況の確認

目標Ⅰ及びⅡは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく「市町村推進計画」、目標Ⅳ施策2は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく市の「東久留米市第3次配偶者暴力対策基本計画」にも位置づけられます。

6 目標

計画の基本理念を具体的に推進していくため、計画の目標を以下のとおり定めます。

目標 Ⅰ

働くための環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進

働き方の多様化が進む中、個人が個性と能力を最大限に発揮でき、男女がともに働きやすい職場環境のもとで、職場における男女平等の実現を促進することが求められています。

子育て・介護の時間や家庭、地域、職業生活のバランスのとれた豊かな生活をおくることができるよう、市内事業所を巻き込んだ取り組みや、男性の働き方改革に向けた取り組みを進めることが重要です。

男女がともに働きやすい職場環境のもと、仕事と生活における男女平等が実現する東久留米市を目指します。

目標 Ⅱ

職業生活における女性の活躍推進

働きたいと思っている女性の能力が社会で十分に活かされていないことは、女性にとっても、社会にとっても、大きな損失です。働きたいと思う女性が個性や能力に応じて多様な働き方で社会において活躍できるよう、より一層の支援が求められています。

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、市内事業所における女性の活躍を応援するとともに、市役所における女性活躍を率先して進め、女性が活躍しやすい東久留米市を目指します。

目標 Ⅲ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

日常生活に深い関わりを持つ市政の政策・方針等の立案・決定過程に、多様な考え方が取り入れられることは、男女共同参画社会を実現する基盤として欠かせません。

地域づくりにおいても、女性の活躍が大いに期待されています。地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、これまで以上に女性のエンパワーメントに注力していく必要があります。

政策・方針決定過程への男女の均衡を進め、あらゆる分野において男女が共に参画できる東久留米市を目指します。



目標 Ⅳ

安心・安全な暮らしの実現

差別や暴力のない、安心で安全な暮らしの確保は、すべての生活の基本となるものです。非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、女性の健康支援、困難を抱えるさまざまな人への支援など、安心と安全を確保するための環境整備が求められています。

特に、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）や様々なハラスメントは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。これらを未然に防ぐために、差別や暴力を許さない人間関係の構築が求められます。また、その前提として、女性も男性も、生涯にわたる心身の健康と互いの身体的特徴を理解し尊重し合える社会が求められます。

ＤＶの未然防止と被害者の保護、自立に向けた支援、ストーカーやハラスメント、デートＤＶ等の防止とともに、困難を抱える様々な人を支援し、安心・安全に暮らせる東久留米市を目指します。



目標 Ⅴ

男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の整備

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行に市民一人ひとりが気づき、解消していくために、幼少期からの教育・学習、性別や世代を超えた啓発等を通じて、男女平等意識を絶え間なく育んでいく必要があります。

性別や世代を超えた意識啓発と男女共同参画の学びへの支援により、男女共同参画社会の実現に向けた東久留米市の社会基盤の整備を進めます。



目標 Ⅵ

推進体制の整備・強化

地域社会における男女共同参画を促進する上で、市の果たす役割は大きく、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

また、男女共同参画社会の形成は、市だけでなく市民や事業者とともに取り組む課題でもあります。

男女平等推進センターの機能強化を始め、庁内の推進体制の強化に努めるとともに、市民・市内で活動する団体、国や都との連携により、市全体で男女共同参画社会の実現を目指します。

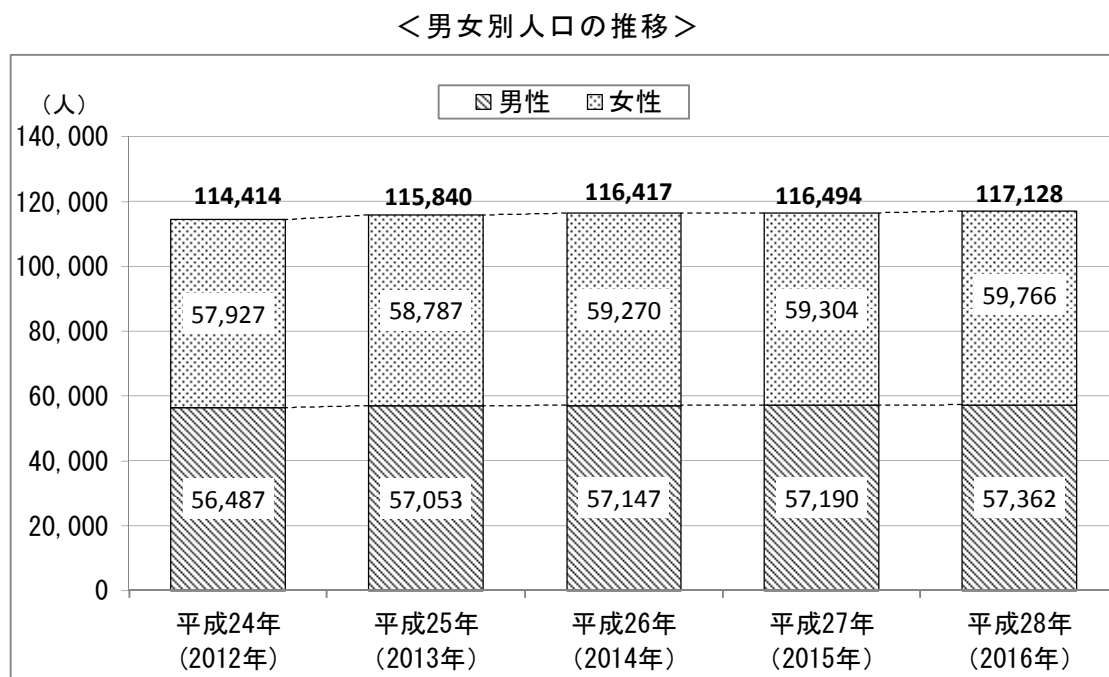
第 2 章

東久留米市の現状

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

市の人口は毎年微増しており、2016（平成 28）年 1 月 1 日現在、117,128 人となっています。



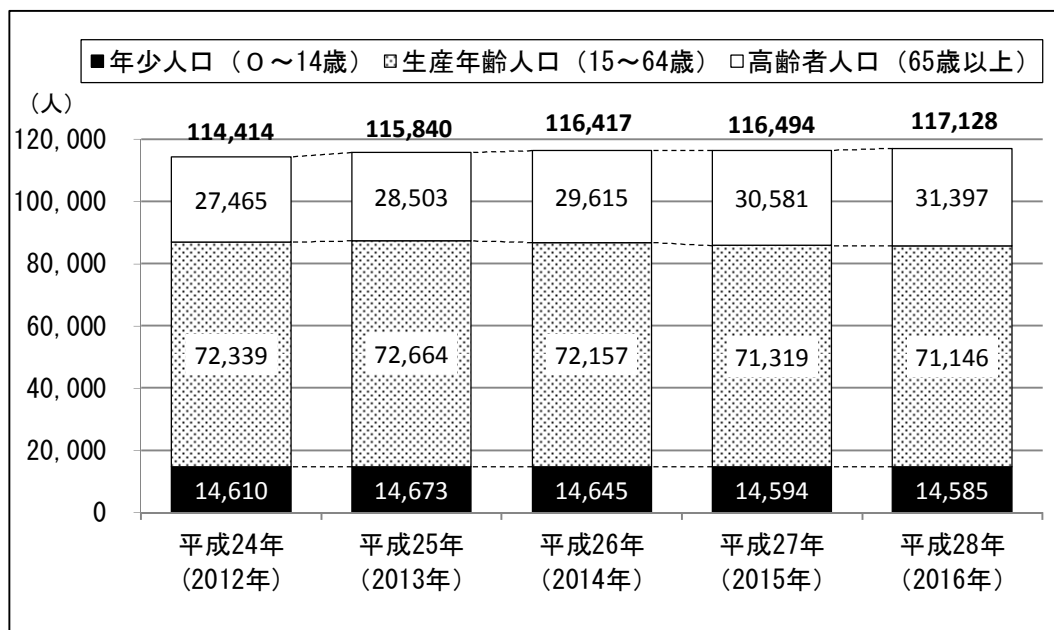
出展：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

※年齢不詳を除く／2012（平成 24）年は外国人を含まない。

（２）年齢３区分別人口の推移

年齢３区分別人口の推移を見ると、年少人口（０～１４歳）と生産年齢人口（１５～６４歳）の人口はあまり伸びておらず、高齢者人口（６５歳以上）が増加しています。高齢化率は２０１６（平成２８）年現在２６．８１％となっています。またこれを男女別にみると、女性の高齢化率は２９．５９％と男性より多くなっています。

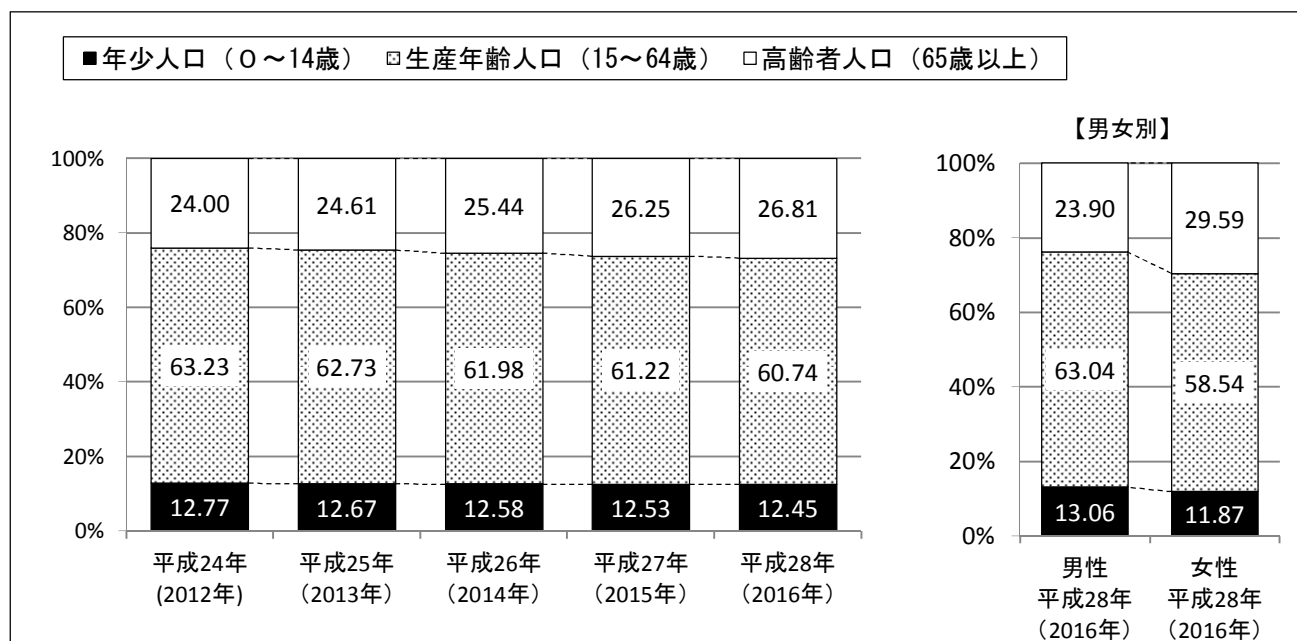
＜年齢３区分別の人口の推移＞



出展：住民基本台帳（各年１月１日）

※年齢不詳を除く／2012（平成24）年は外国人を含まない。

＜年齢３区分別の人口構成割合の推移＞



出展：住民基本台帳（各年１月１日）

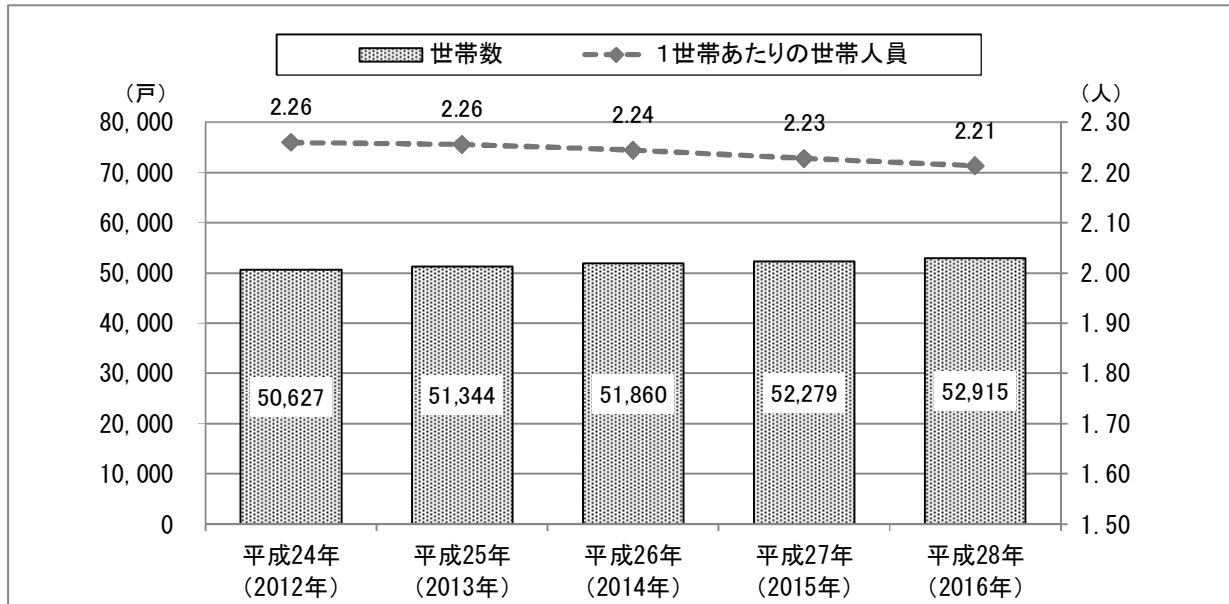
※年齢不詳を除く／2012（平成24）年は外国人を含まない。

2 世帯・婚姻等の状況

(1) 世帯の推移（住民基本台帳）

世帯数は増加傾向にあり、2016（平成 28）年時点で 52,915 世帯となっています。一方、1 世帯当たりの世帯人員は微減する傾向にあり、2016（平成 28）年では 2.21 人となっています。

＜世帯数、1 世帯あたりの世帯人員の推移＞



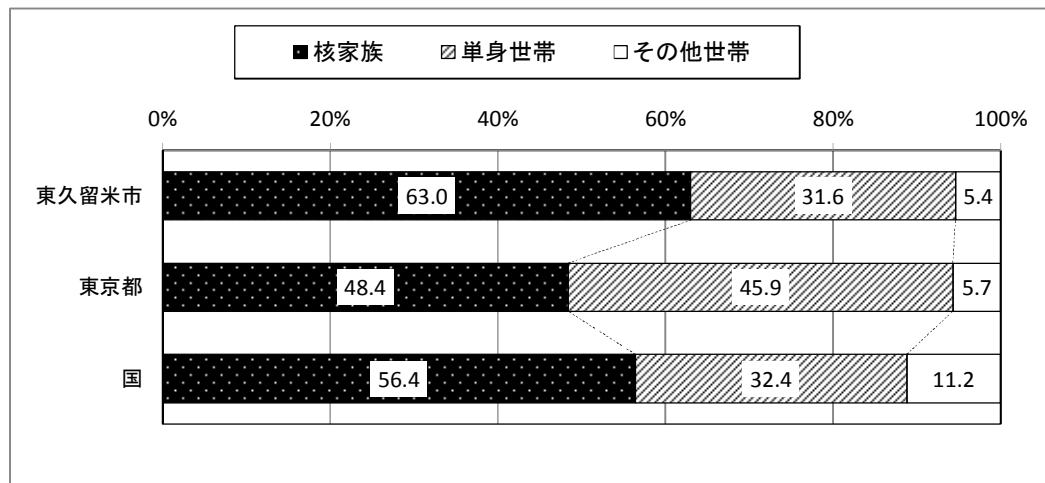
出展：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

※平成 24（2012）年の 1 世帯人員平均の算出にあたっては外国人を含まない。

(2) 家族類型

家族類型をみると、核家族は 63.0%と国や東京都と比較して多く、東京都より 15 ポイント、国より 7 ポイント多くなっています。単身世帯は 31.6%と国と近く、東京都より 14 ポイント低くなっています。

＜世帯の家族類型別割合＞

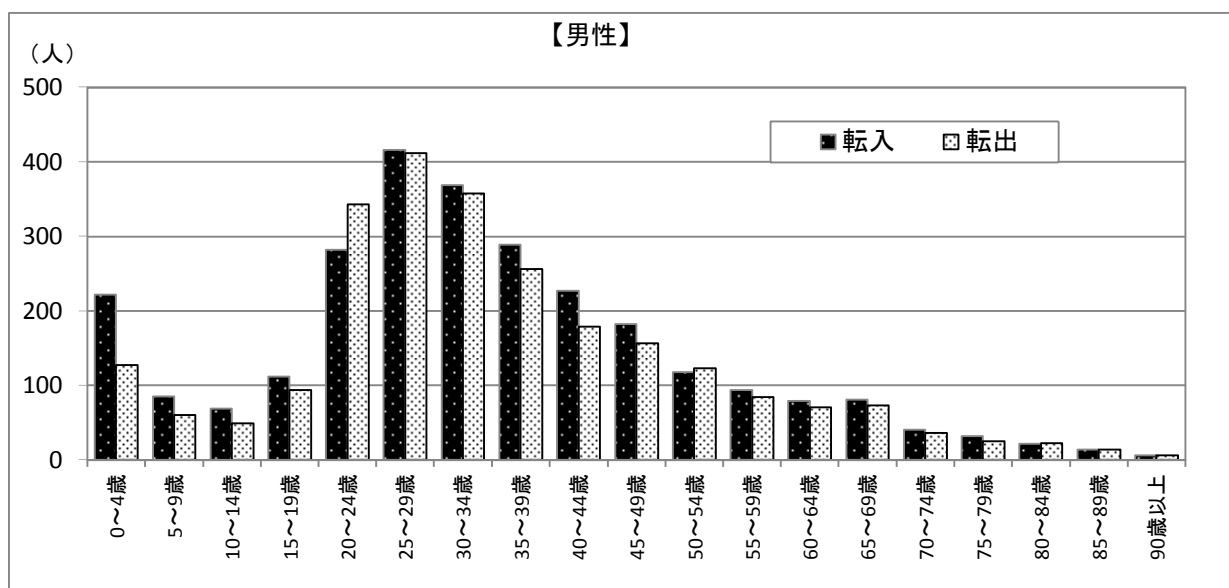
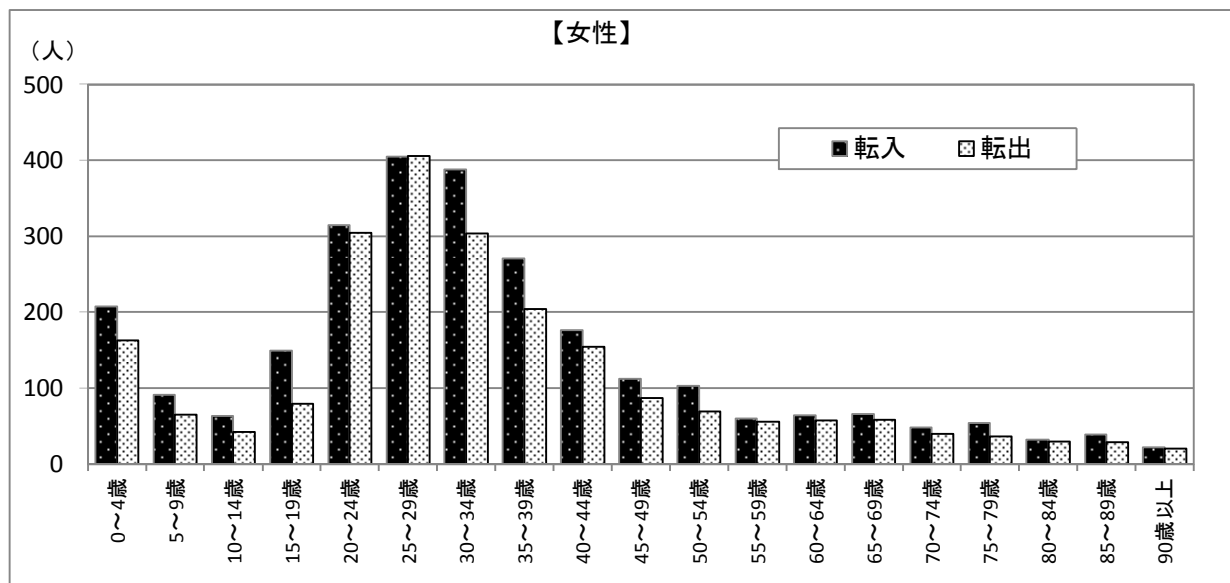


出展：平成 22 年国勢調査

(3) 転入・転出数

2015（平成 27）年の転入・転出状況を見ると、男女とも特に 25～34 歳で転入・転出ともに多くなっています。また、女性の 30 代では転入が転出を大きく上回っています。

＜男女別・5 歳階級別の転出者・転入者数：2015（平成 27）年＞

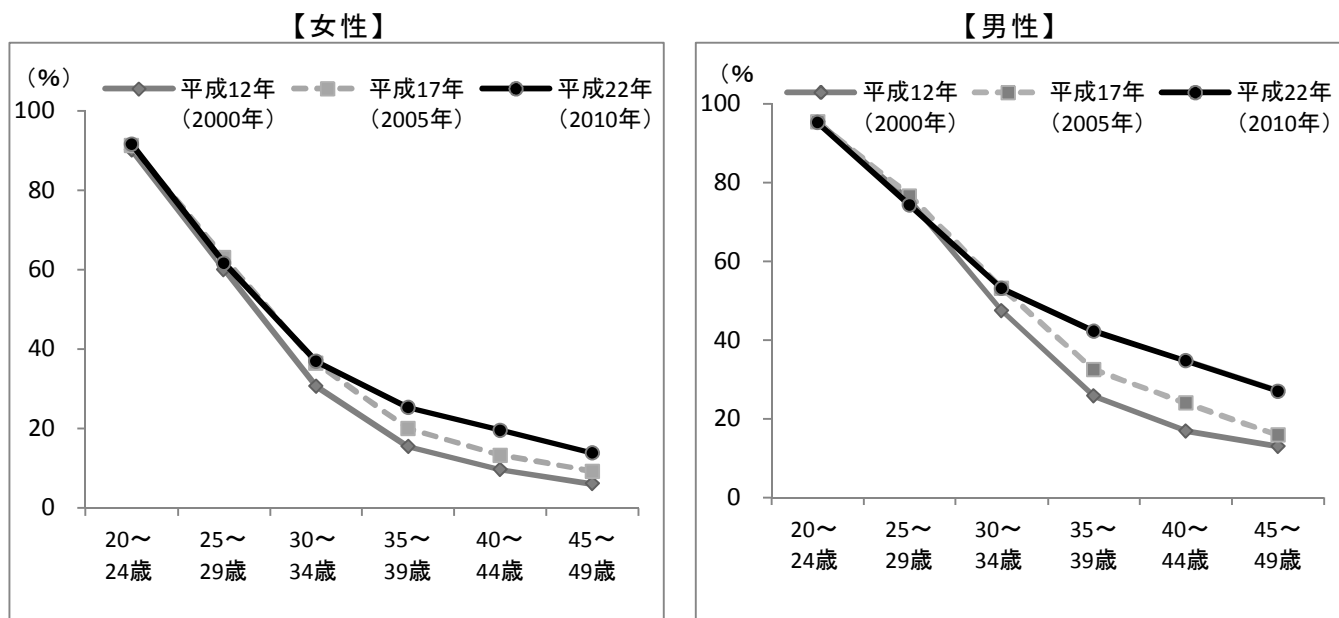


出展：住民基本台帳人口移動報告

(4) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、2005（平成17）年から2010（平成22）年にかけて、男女とも特に35歳以上の層において未婚率が上昇しています。なお、平成22年の未婚率を東京都の平均と比較すると、男性は全年代で高くなっていますが、女性は25歳以上で東京都よりも低い値となっています。

＜男女別 未婚率の推移＞

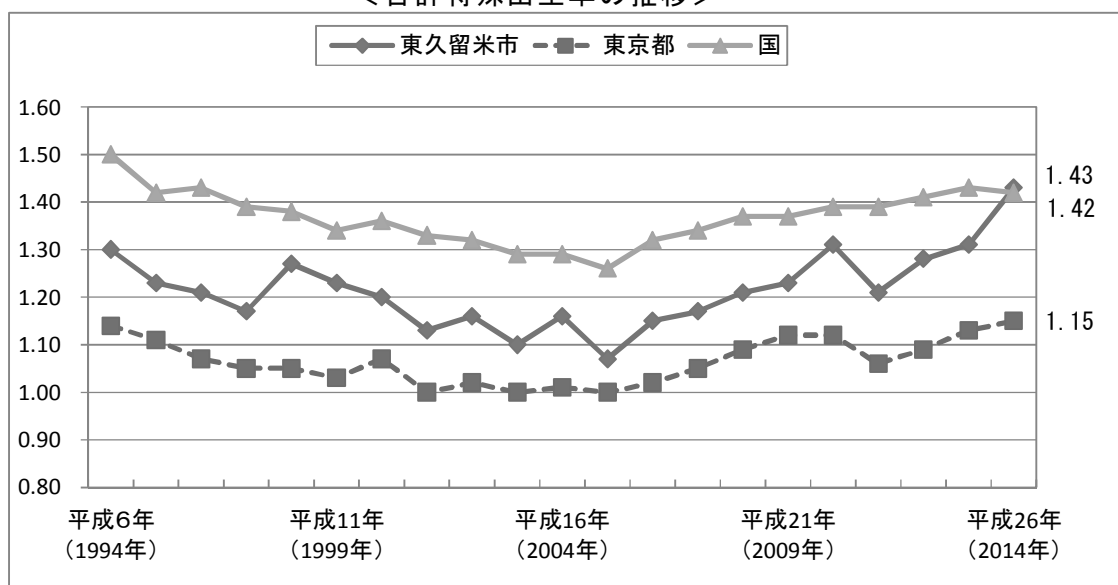


出展：平成22年国勢調査

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、2004（平成16）年までは減少傾向にありましたが、2005（平成17）年からは増加傾向に転じ、2014（平成26）年時点では1.43と国の値をわずかながら上回っています。

＜合計特殊出生率の推移＞



全国・東京都：厚生労働省「人口動態調査」
出展：東京都・東久留米市：東京都福祉保健局 人口動態統計

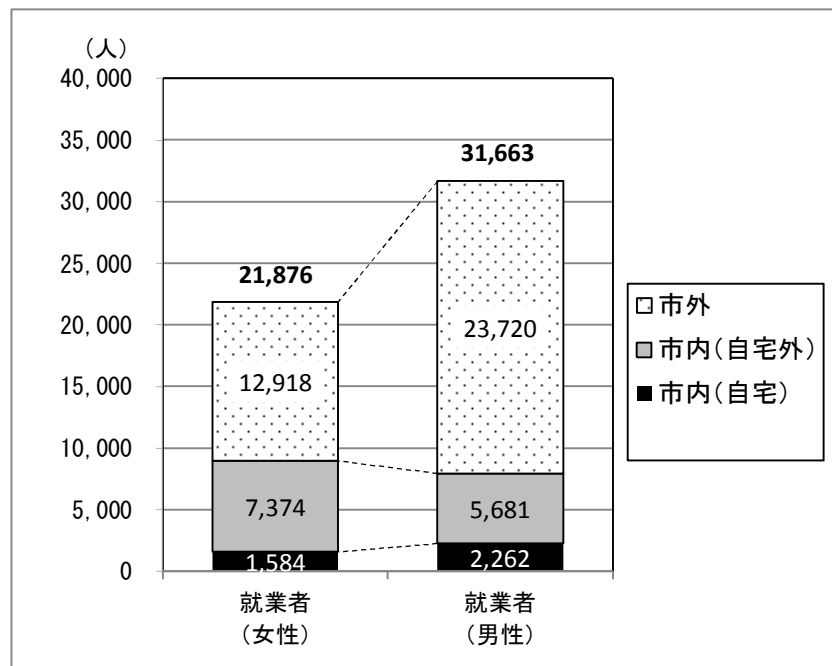
3 就業等の状況

(1) 就業の状況

市民の就業の状況をみると、女性就業者は21,876人、男性就業者は31,663人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では約6割、男性では7割半ばと大半を占めています。

雇用者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が40.7%、非正規雇用が59.3%、男性では正規雇用が80.2%を占めています。

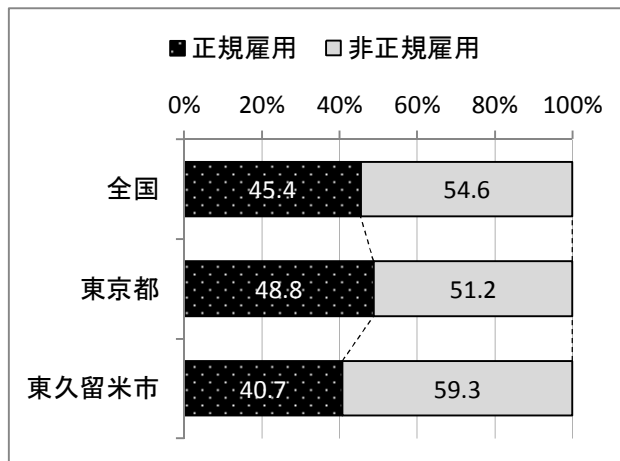
<男女別・就業地（市内・市外）による15歳以上の就業者数>



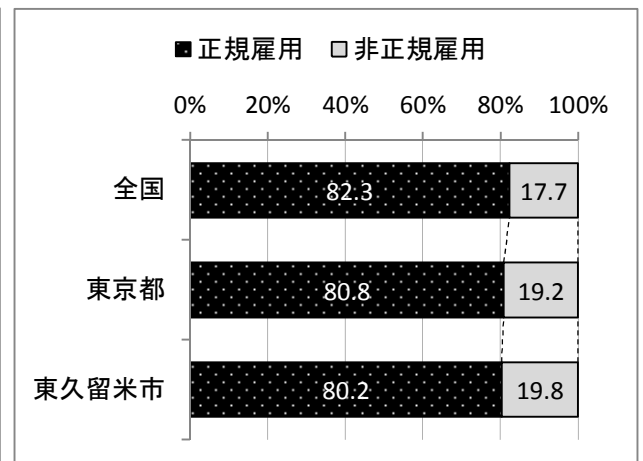
出展：平成22年国勢調査

<男女別・従業上の地位>

【女性】



【男性】

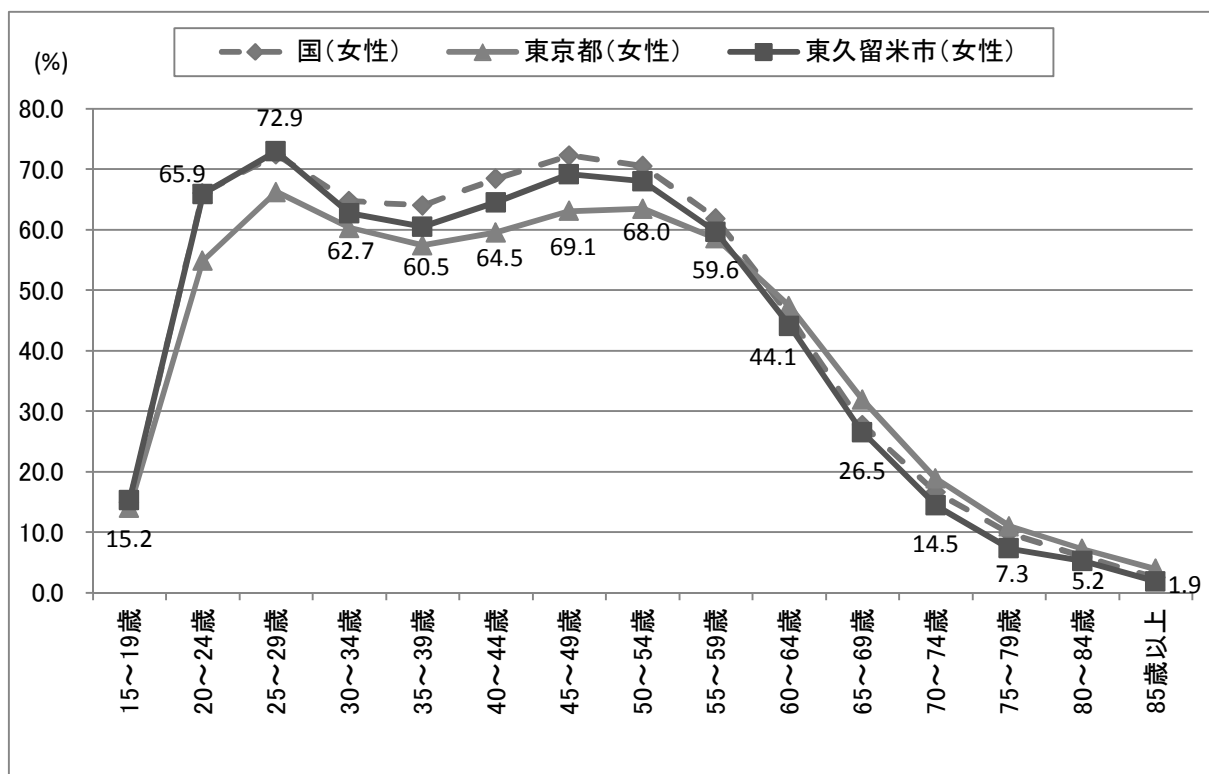


出展：平成22年国勢調査

（２）女性の年齢５歳階級別労働力率

女性の５歳階級別の労働力率をみると、３０歳～３９歳にかけて減少するいわゆるＭ字型となっています。市の女性の労働力率は２０～２９歳で国の値と類似して高く、３０～５９歳にかけては東京都（女性）の値よりは高く、国の値よりは低くなっています。

＜女性５歳階級別の労働力率＞



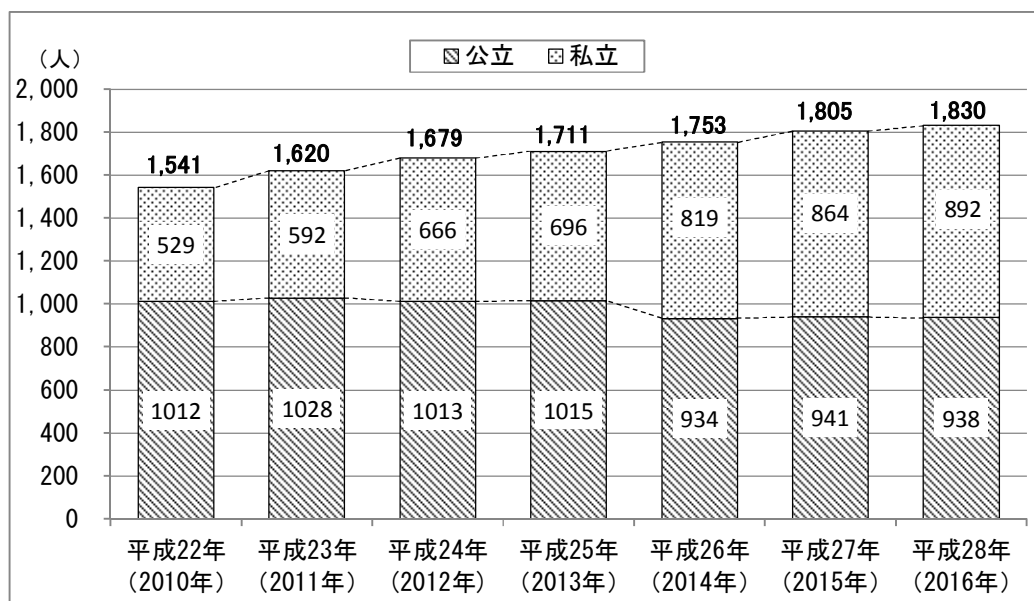
出展：平成 22 年国勢調査
※表示している数値は東久留米市（女性）

4 保育利用の状況

(1) 保育所等の利用状況

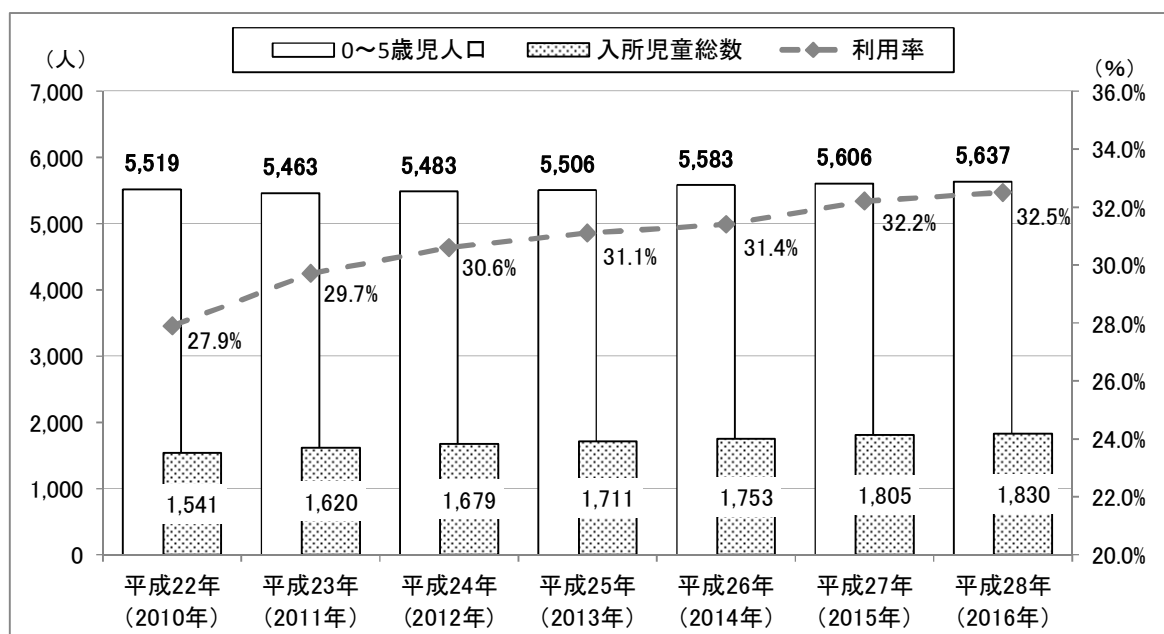
2016（平成 28）年 4 月 1 日現在の市内保育所の利用者数は 1,830 人、保育所利用率は 32.5%となっています。保育所利用者数、利用率ともに年々増加傾向が続いています。一方、待機児童数も 2014（平成 26）年以降は 100 人未満となったものの、ここ数年再び増加が続いており、2016（平成 28）年では 92 人となっています。

＜市内の保育所の状況（認可保育所の入所児童数）＞



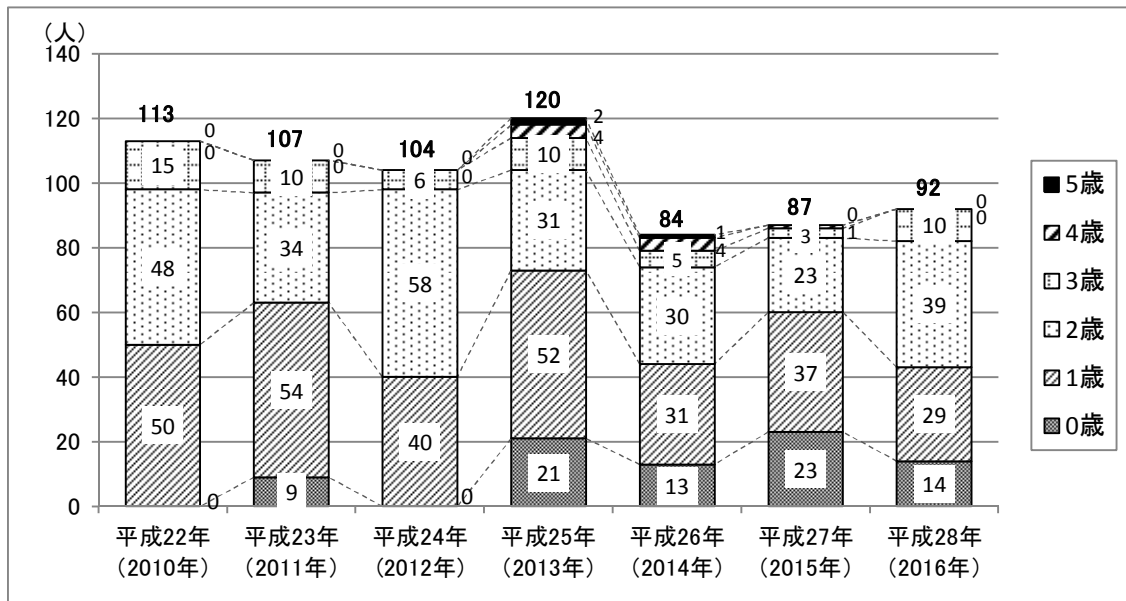
出展：子育て支援課
※各年 4 月 1 日現在

＜保育所利用率の推移＞



出展：子育て支援課
※各年 4 月 1 日現在

＜待機児童数の推移＞



出展：子育て支援課

※各年4月1日現在

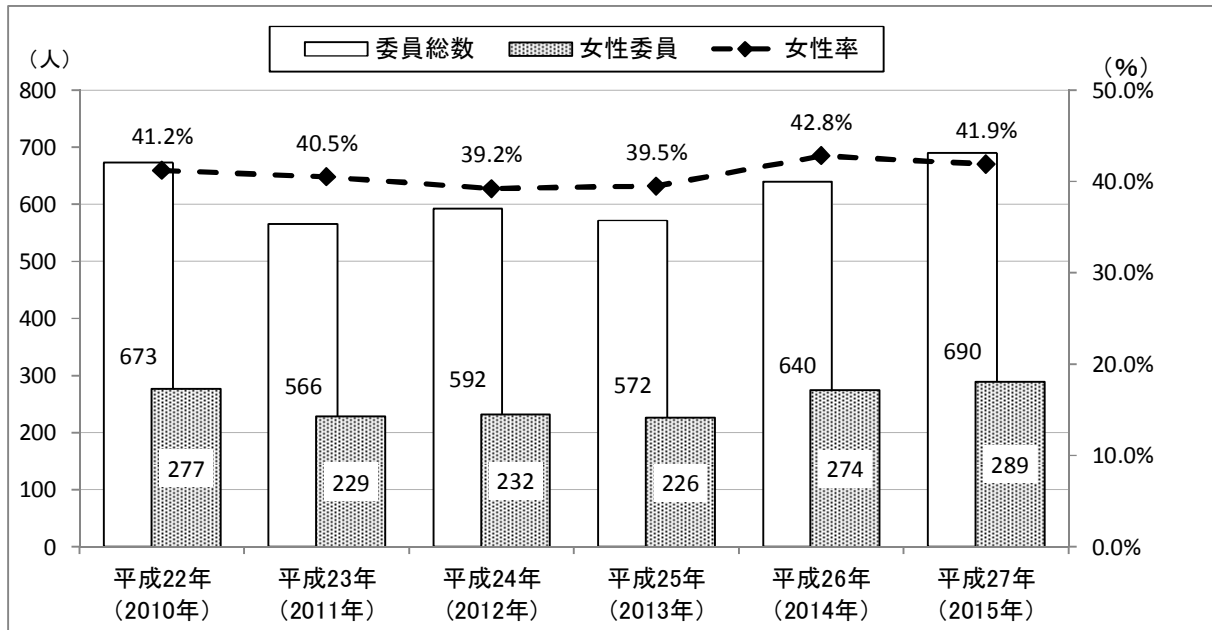
5 その他

(1) 審議会等の女性委員比率

市の審議会等における女性委員比率はここ数年 40%前後で推移しており、2015（平成 27）年時点では 41.9%となっています。

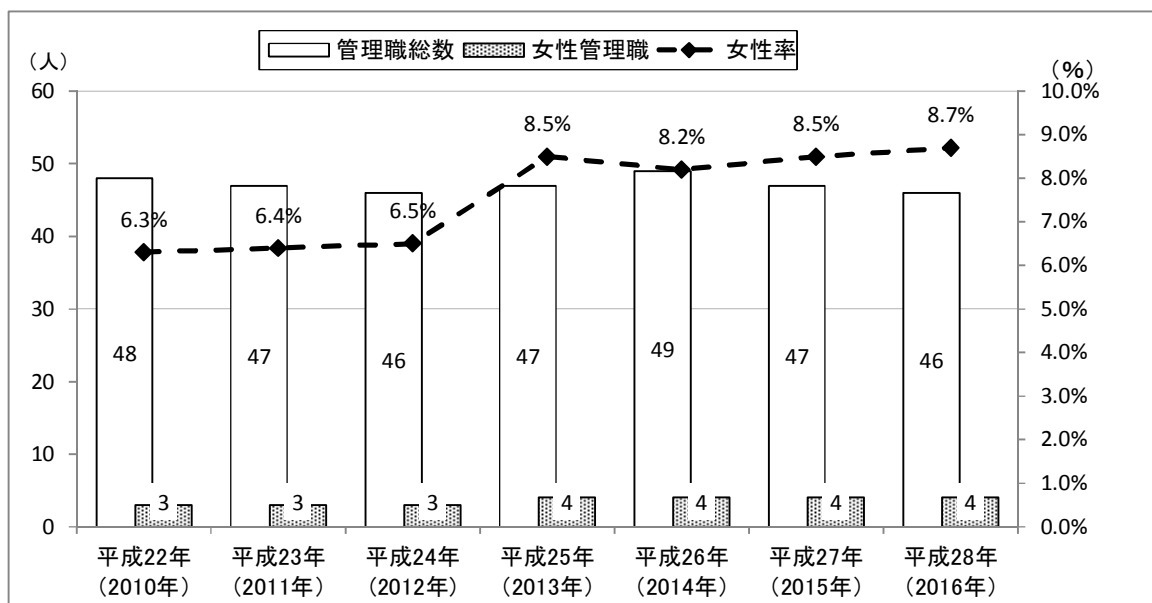
一方、市職員の女性管理職登用状況は、2013（平成 25）年以降は 8.5%前後で推移しています。

＜審議会等委員における女性委員人数・比率の推移＞



出展：総務課

＜市職員の女性管理職登用状況＞

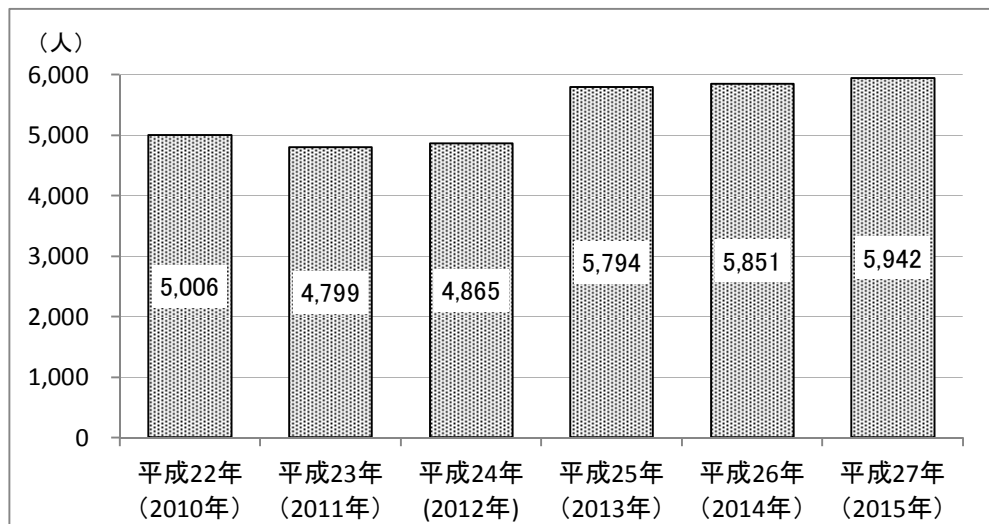


出展：職員課

(2) 男女平等推進センターの利用状況

男女平等推進センターの利用者数は2015（平成27）年は5,942人となっています。ここ数年は約6,000人近い方が利用されています。

＜男女平等推進センターの利用者数の推移＞

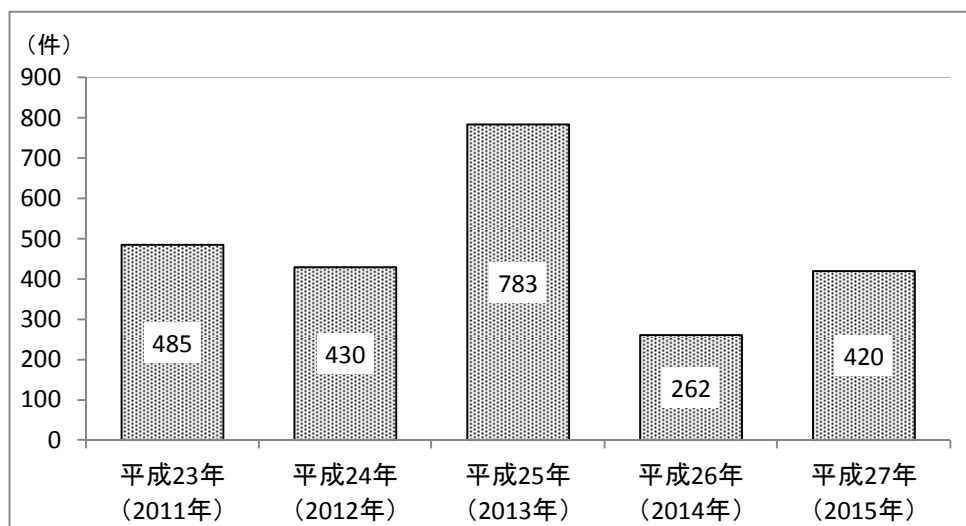


出展：生活文化課

(3) 配偶者暴力についての相談件数

配偶者暴力についての相談件数は、年により増減がありますが、2015（平成27）年は420件でした。

＜配偶者暴力についての相談件数の推移＞



出展：生活文化課

第 3 章

施策の展開

各事業の担当課欄は組織順に記載しています。

目標 I

働くための環境整備と ワーク・ライフ・バランスの推進

施策 1

ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

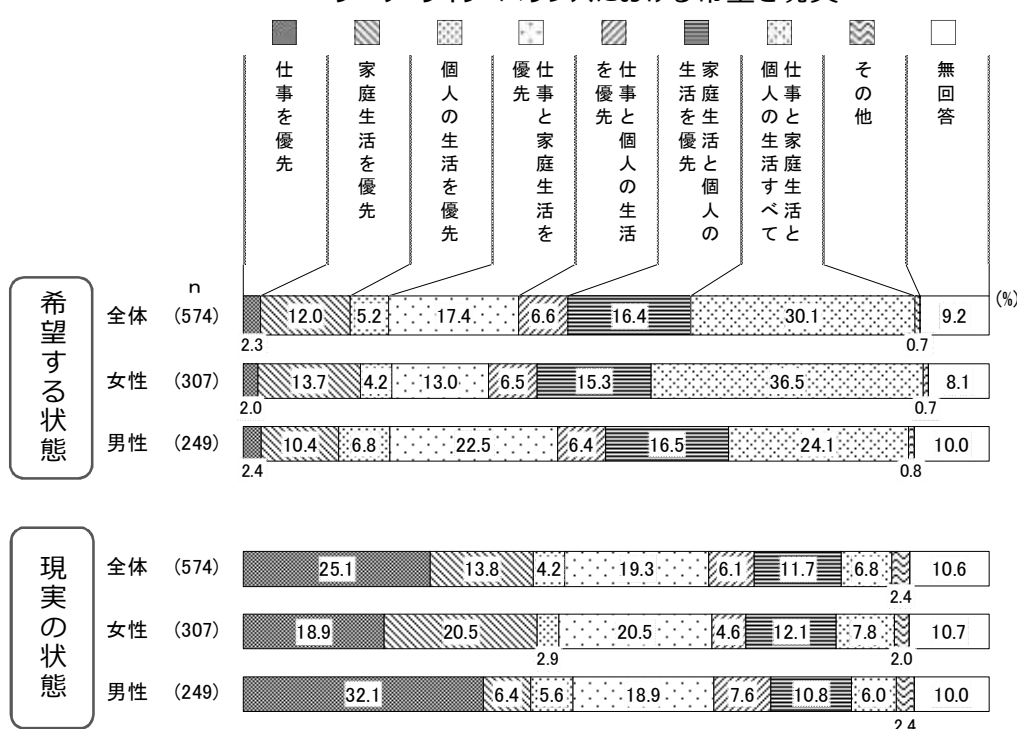
人口減少社会の到来に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりは我が国全体で取り組むべき喫緊の課題となっており、2015（平成 27）年 12 月に策定された国の第 4 次男女共同参画基本計画においては、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進を大きな柱として取り上げています。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、男女が互いに協力して働き続けるための法制度上の環境は整いつつあります。しかし、市民アンケート調査の結果を見ても、理想としては仕事と生活の調和を図りたいと考える人が多いものの、現実には男性を中心に仕事優先の生活をしている人が多く、理想のワーク・ライフ・バランスのあり方には程遠いのが現状です。

働きやすく、自らの能力の向上や活躍を目指すことができる社会に向け、働き方に関する制度・意識の改革を促していくことが必要です。



ワーク・ライフ・バランスにおける希望と現実



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）ワーク・ライフ・バランスの正しい理解促進に向けた

啓発、情報提供

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、意識啓発や情報提供及び講座の充実を図ります。	生活文化課
2	両立支援制度や育児休業・育児時間及び介護・看護休業制度の周知と取得に向けた啓発	仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めるため、各種制度の周知と取得に向けた啓発活動を促進します。	生活文化課

施策 2

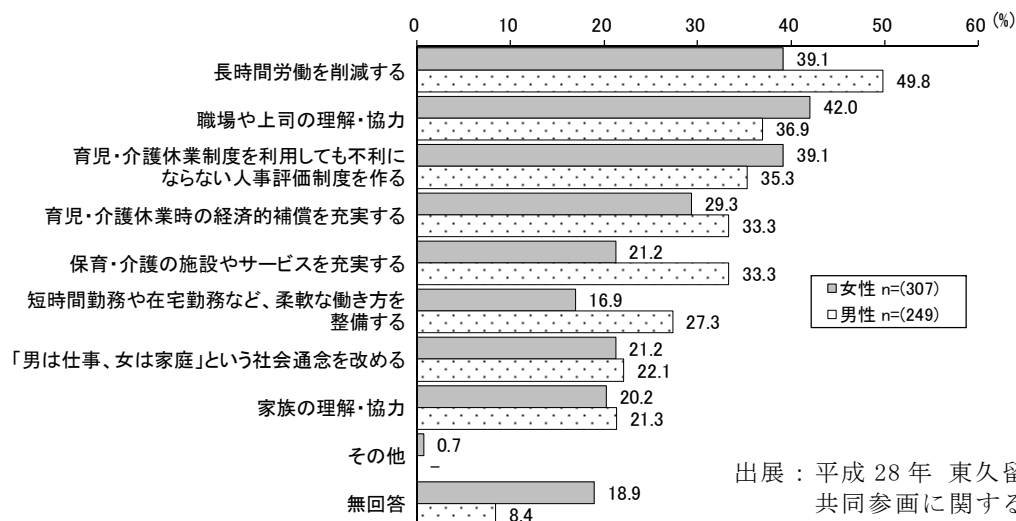
市内事業所の働き方改革とワーク・ライフ・バランスへの取組推進

ワーク・ライフ・バランスの実現には、性別にかかわらず、それぞれの価値観に基づいた、多様な働き方を選択できる職場環境が必要です。しかし実態は、男性・正社員における長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の増加・固定化など、就労をめぐる環境は難しさを増しているといえます。

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、男女が共にそれぞれの価値観やライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備や好事例の提供、長時間労働是正の啓発など、市内事業所に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。



男女が共に育児・介護と仕事の両立を推進するために必要なこと（男性に必要なこと）



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）市内事業所に向けた講座開催や好事例、

助成制度などに関する情報提供

事業者に対し、育児・介護休業法などの男女の働き方に関する法制度や各種ハラスメント防止の周知、働きやすい職場環境の整備の重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの推進の好事例の紹介など、さまざまな機会を通じて情報提供を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
3	関係法令、各種制度の周知と啓発	関係法令、各種制度の資料を有効活用し、さまざまな機会を捉え、周知及び啓発を行います。	産業政策課 生活文化課
4	労働環境の改善に向けた市内事業所への情報提供と啓発及び課題解決	市内事業所に対し、労働に関する講座や相談機関の情報提供及び啓発を図るとともに、市内事業所の抱える課題を探し、その改善に向けて行動します。	産業政策課 生活文化課
5	市内事業所における実践的取り組みの好事例の周知	市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に向けた実践的取り組みについて好事例を探し、市HP等で周知を行います	生活文化課
6	ワーク・ライフ・バランスの推進活動への支援に関する情報提供	国、東京都、関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進活動への支援に関する制度等の情報提供を行います。	産業政策課 生活文化課

取組の方向（２）公共調達時におけるインセンティブ付与の検討

市内のワーク・ライフ・バランスを推し進めるため、公共調達時における男女共同参画への取り組みについて一定の加点評価を与える制度などを検討します。

番号	事業名	事業内容	担当課
7	公共事業調達時のインセンティブ付与に向けての検討	国や東京都、その他関係機関と連携する中で、公共事業調達時のインセンティブ付与等について情報収集を行い、契約担当部署に対して情報提供及び要請を行います。	生活文化課

施策 3

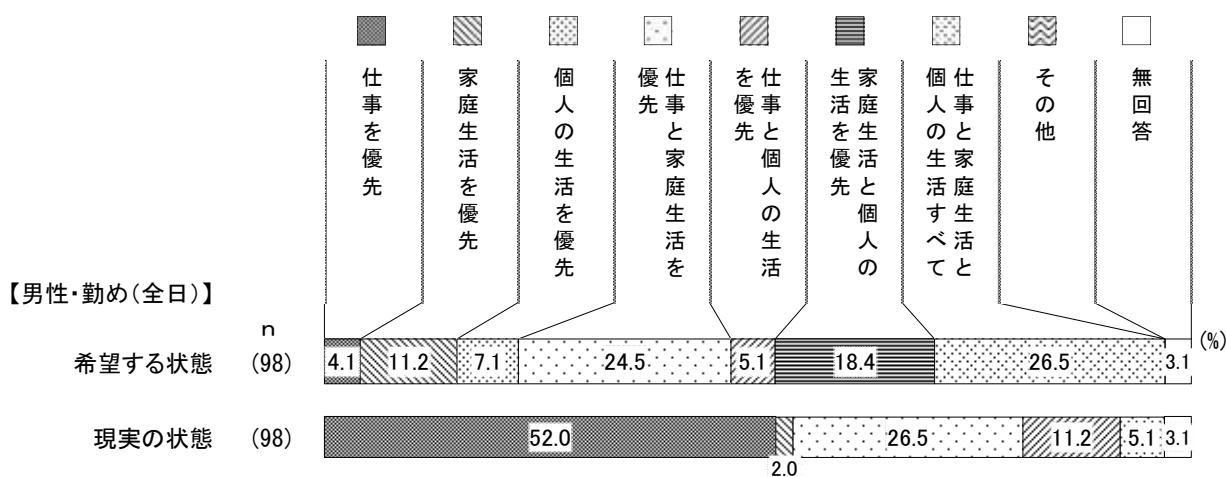
男性やシニアの家庭生活や地域活動への参画促進

男女が共に参画する社会に向けて、男性の意識や働き方、地域とのかかわり方の改革は重要なキーワードとなっています。とりわけ、固定的な性別役割分担意識や長時間労働を前提とする働き方は、女性の社会進出を阻む大きな障壁であり、男性にとっても仕事以外の大切な時間を奪われる悪癖として強く根付いています。

ワーク・ライフ・バランスを進めるには、長時間労働削減への取り組みや、男性が家事や地域活動などに携わる時間を増やしていくための啓発が重要です。関係機関の協力も得ながら、男性の意識改革、働き方改革の普及啓発に取り組みます。



ワーク・ライフ・バランスにおける希望と現実／男性・勤め（全日）



取組の方向（１）固定的な性別役割分担意識解消への啓発

男性が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、働き方や暮らし方について考えるきっかけとなるよう、さまざまな機会を用いて啓発を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
8	男女が共に自立した生活を送るための情報提供及び学習機会の提供	関係各課及び関係機関と連携し、男女が多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるような情報及び学習機会を提供します。	生活文化課 生涯学習課

取組の方向（２）男性やシニアが参加しやすい環境作り

男性やシニアが育児や介護、地域活動に参画しやすい環境づくりを進めます。



番号	事業名	事業内容	担当課
9	シニアの経験と知識を活かす活動の推進	元気なシニアに地域活動の担い手として活躍してもらうため、シニアの豊かな社会経験や知識を活かした社会活動を活性化し、シニアが地域の支え合いに参加できる仕組みを推進します。	介護福祉課
10	男性の家事・育児・介護等への参加促進	男性向けの家事・育児・介護等に関する啓発を行うとともに関係各課と連携しながら、両立支援制度等の情報提供を行います。	生活文化課
		父親の育児への参加を後押しするため、行事へ参加しやすい環境を整備し、父親向けの育児講座などを実施することで、父親の育児参加を支援します。	子育て支援課
		男性向けの家庭教育講座等を実施し、定年等により退職したシニア男性に対する情報提供や学習機会の提供を図ります。	生活文化課 生涯学習課

施策 4

両立支援のための子育て・介護の環境整備

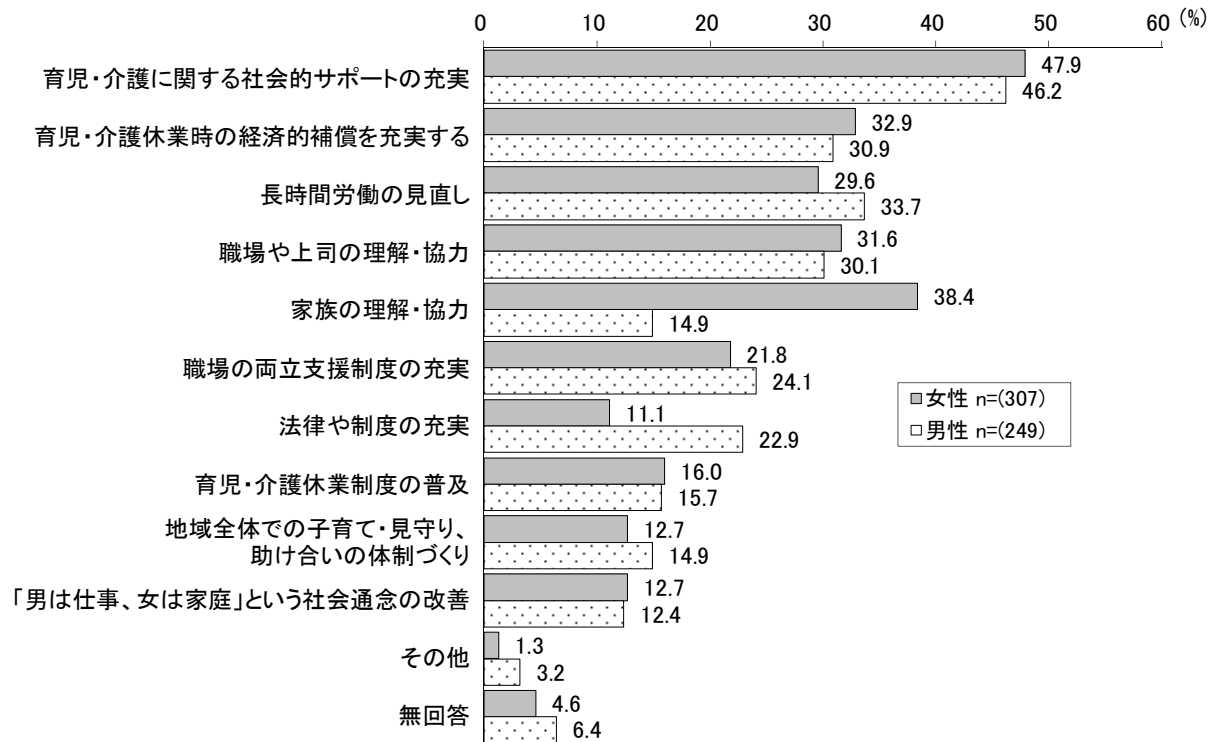
男女がともに仕事と子育て、介護、地域活動など自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

市ではこれまでも、各個別計画に基づき、必要な子育て支援や介護等のサービスの充実を図ってきました。しかし、市民アンケート調査の結果をみると、ワーク・ライフ・バランスの推進のためには「育児・介護に関する社会的サポートの充実」を必要とする声が依然として多くなっており、育児・介護等のワーク・ライフ・バランスを支える環境は決して十分とは言えないことがうかがえます。

また最近では、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護の同時進行に直面する「ダブルケア」の問題や、仕事を持ちながら親の介護をする中高年男性の介護離職も問題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに、家事・育児・介護等に参画できるような環境整備に努めるとともに、多様化する子育てや介護に関するニーズに対応できるよう、各家庭の状況に応じた社会的支援を充実することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスの推進のために必要なこと



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）多様なニーズに対応する保育、教育、子育て環境の整備

子育てと仕事の両立を支援するために、待機児童の解消をはじめ、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

番号	事業名	事業内容	担当課
11	子育て相談事業のネットワーク化の推進	保健・医療・福祉・教育機関等関係機関と連携し、子育て相談事業のネットワーク化を推進していきます。	健康課 児童青少年課
12	保育・教育基盤の確保	就労のあり方の多様化に伴う多様な子育てニーズに対応し、全ての子どもに乳幼児期の保育・教育を保障するため、待機児童対策を進めるとともに、保育所、幼稚園など保育・教育基盤の安定的な確保に取り組めます。	子育て支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
13	多様な保育・教育の提供	多様な働き方への対応や子育てに対する不安・負担の軽減を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園等における一時預かり及びショートステイやファミリー・サポート・センター等多様な保育と教育の場を提供します。また、養育者の様々なニーズと保育・教育の適切な利用を結びつけるため、保育・教育コンシェルジュ等による支援を充実します。さらに、障害児や発達障害児等、特性や成長に合わせた支援を行います。	障害福祉課 子育て支援課 児童青少年課
14	学童保育及び児童館の充実	就労家庭等を支援するため、学童保育待機児童の減少に努めて参ります。また、児童館事業として地域の世代間交流の推進に努めます。	児童青少年課

取組の方向（２）介護支援の充実

男女がともに、高齢者や障害者等の介護における役割を担っていけるよう、介護を支えるサービスの充実、サービス利用に関する情報提供に努めます。



番号	事業名	事業内容	担当課
15	地域包括支援センターの充実	相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの充実を図ります。	介護福祉課
16	要介護者の家族への支援	家族が情報を収集し、相談できる体制づくりをはじめ、介護の負担を軽減するための施策を充実させ、家族への支援を行います。	介護福祉課
17	介護保険制度の普及と啓発	介護保険制度やサービスの利用方法などを十分かつ適切に利用できるよう情報提供を行います。	介護福祉課
18	在宅サービスの充実	中重度の介護者が住み慣れた地域で生活できるよう地域密着型サービスを導入します。	介護福祉課

目標 II

職業生活における女性の活躍推進

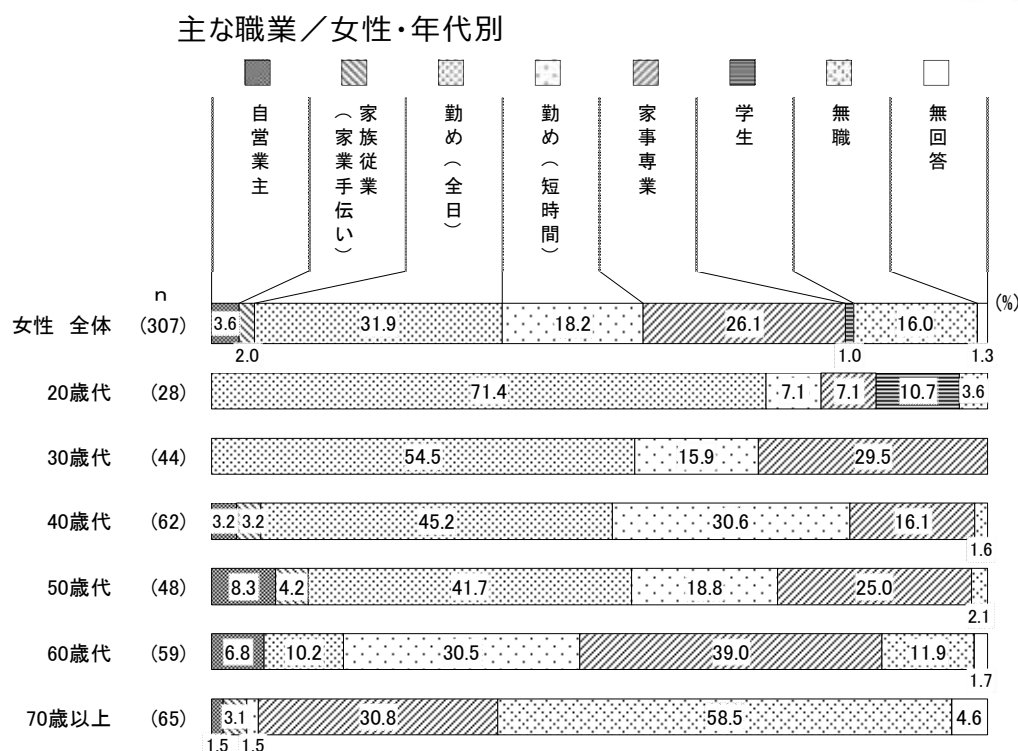
施策 1

市内事業所及び市役所における女性活躍推進への取り組み促進

2016（平成 28）年 4 月に施行された「女性活躍推進法」は、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取り組みを義務付けています。特に、地方自治体は地域の男女共同参画のモデルとなるべき事業主であるという認識のもとに、市では、2016（平成 28）年 3 月に「東久留米市特定事業主行動計画」を策定し、子育てや介護との両立に対する理解の促進と職場環境の整備、女性職員の活躍支援を進めています。

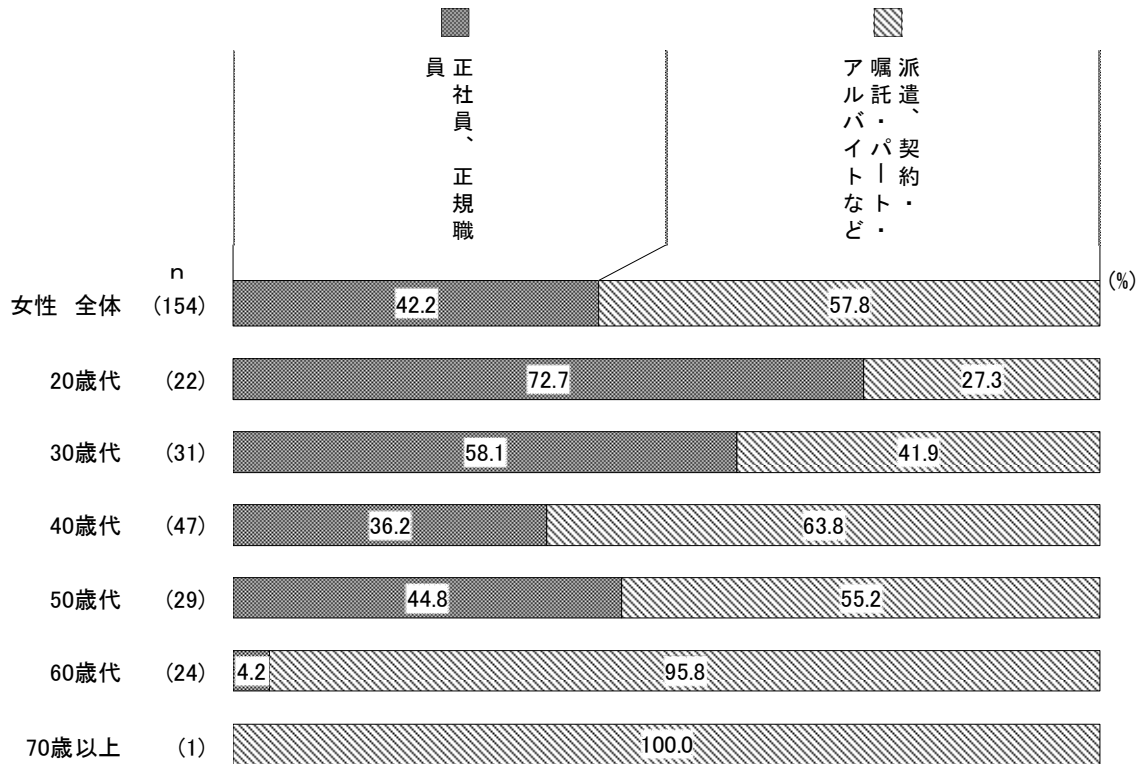
また市ではこれまで庁内の女性管理監督職の割合（課長職以上・係長職）の目標値を定めて取り組みを進めてきましたが、平成 28 年度時点で課長職以上は 8.7%、係長職は 27.0%にとどまっています。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、庁内の男女共同参画の推進体制を整備するとともに、市内の女性活躍推進への取り組みを進めていく必要があります。



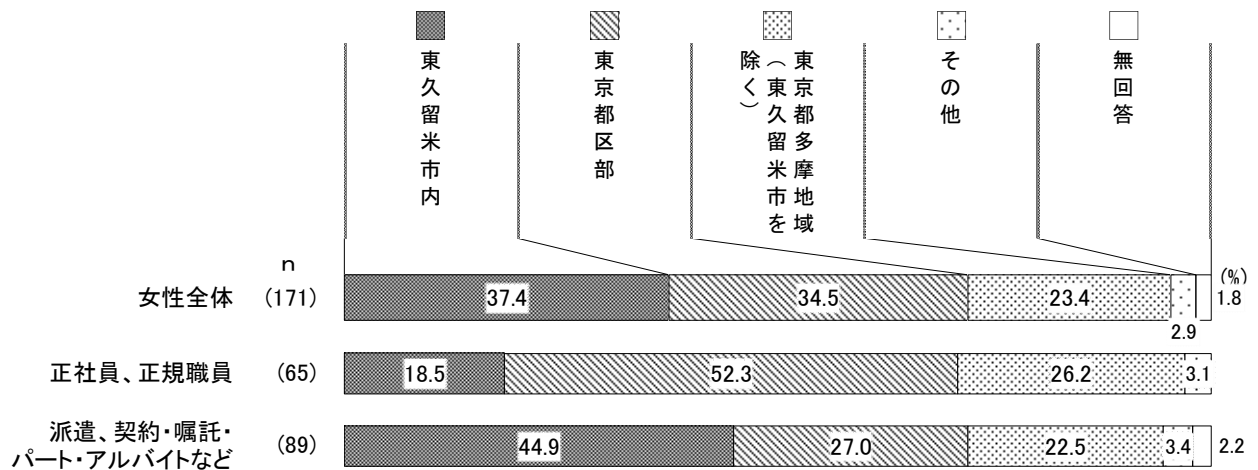
出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

主な職業における雇用形態／女性・年代別



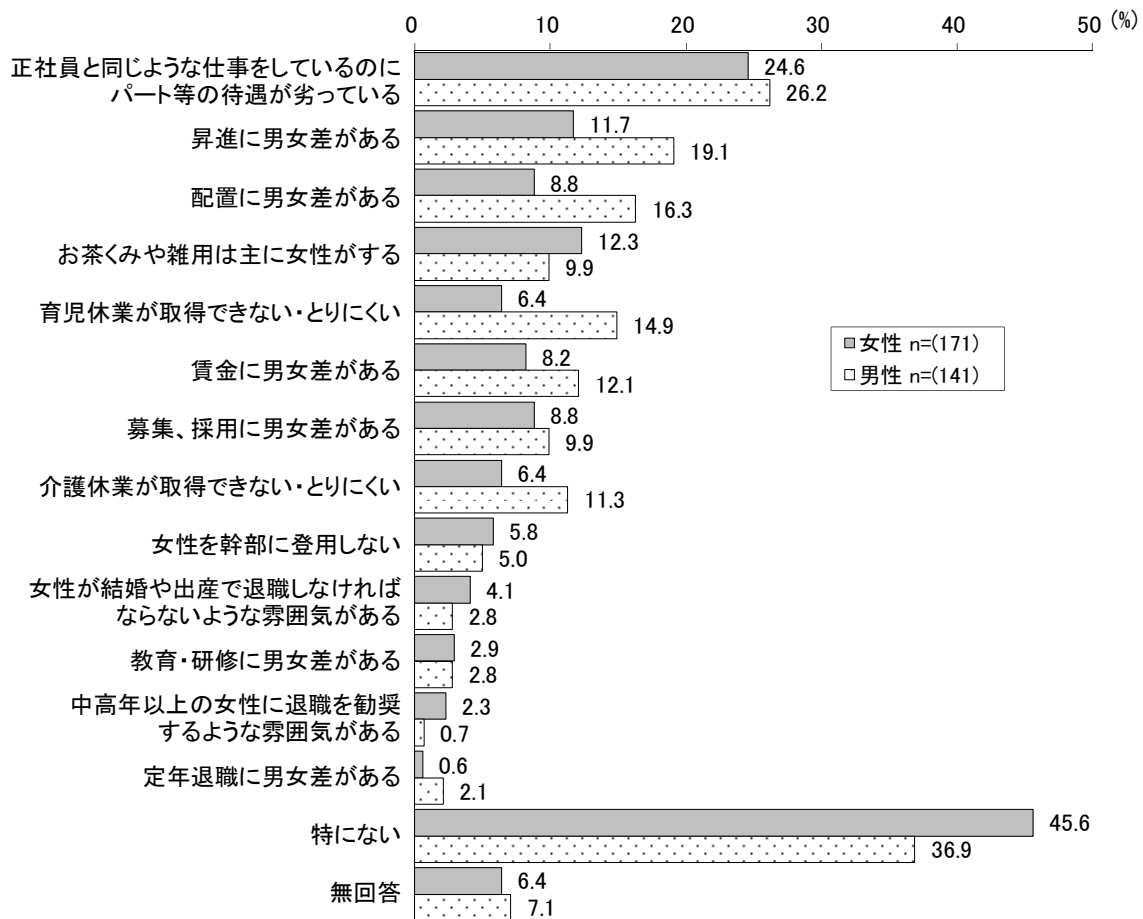
出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

主な職業の職場の場所／女性・働き方別



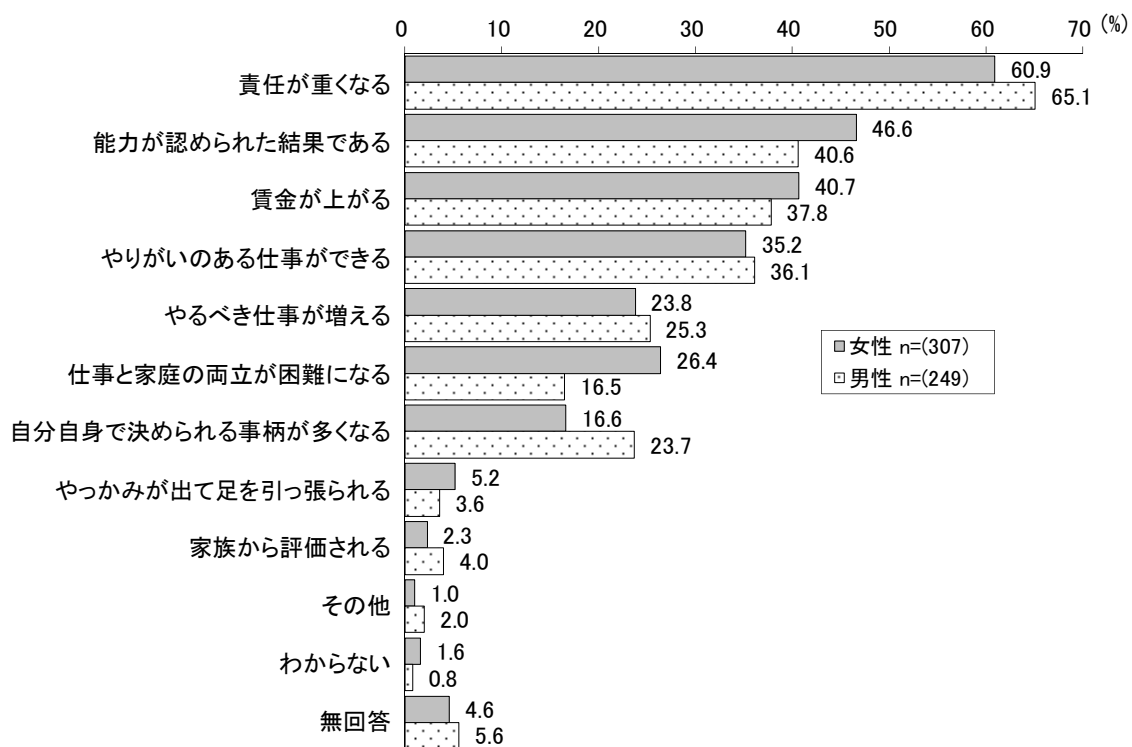
出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

職場における仕事内容や待遇の問題点



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

管理職以上に昇進することについてのイメージ



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）女性活躍推進にかかる意識啓発や情報提供

女性活躍推進法の普及啓発を図るため、広報誌等で情報提供を行います。事業主行動計画の対象とならない従業員 300 人以下の市内事業者に対しても情報提供を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
19	女性活躍推進に向けた情報提供	女性活躍を推進していく上で有用な情報提供を行います。	産業政策課 生活文化課

取組の方向（２）取組事業所への支援

女性活躍推進法の意義を事業者が理解し、意識改革を図るための講座や事業、女性の積極的な配置・登用についてのロールモデルの紹介など、女性の活躍を推進する事業所への支援を充実します。

番号	事業名	事業内容	担当課
再 3	関係法令、各種制度の周知と啓発（再掲）	関係法令、各種制度の資料を有効活用し、さまざまな機会を捉え、周知及び啓発を行います。	産業政策課 生活文化課
再 7	公共事業調達時のインセンティブ付与に向けての検討（再掲）	国や東京都、その他関係機関と連携する中で、公共事業調達時のインセンティブ付与等について情報収集を行い、契約担当部署に対して情報提供及び要請を行っていきます。	生活文化課
再 5	市内事業所における実践的取り組みの好事例の周知（再掲）	市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に向けた実践的取り組みについて好事例を探し、市HP等で周知を行います。	生活文化課

取組の方向（３）市役所における女性管理・監督職への登用促進

指導的立場への登用に向けた庁内のキャリア支援を行うとともに、男女平等の視点に立った人材の育成や適正配置を進めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
20	職員研修の充実	将来管理職になるための人材を育成するため、男女を問わず職員の能力向上のための研修を実施します。	職員課
21	特定事業主行動計画の推進とポジティブ・アクションの推進	女性職員の登用促進に向けて特定事業主行動計画を早期に達成し、更なる取組を目指します。庁内の女性活躍推進に係る状況や課題把握に努め、計画の見直しを行います。また、ポジティブ・アクションを推進します。	職員課 生活文化課
22	女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施	管理職の男女共同参画意識の向上のための研修を実施します。	職員課 生活文化課
23	ハラスメント対策の推進	セクシュアル・ハラスメント防止等対策要綱の職員への周知徹底及び研修を実施します。また、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等についても予防に向けた啓発を行います。	職員課

施策 2

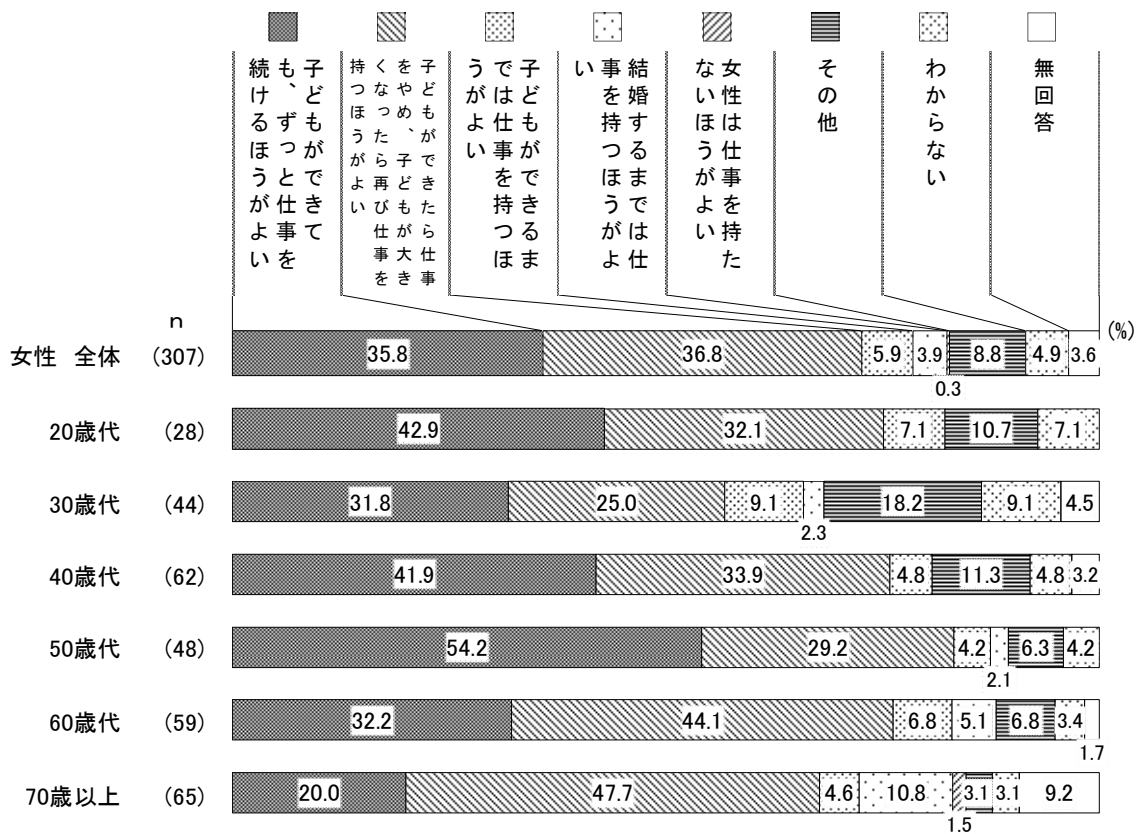
女性の就労継続とキャリア形成への支援

価値観やライフスタイルが多様化する中、就労の形態もさまざまな形が登場していますが、働きたいと思っている女性の能力が社会で十分に活かされていないことは、女性にとっても、社会にとっても、大きな損失です。

2010（平成 22）年の国勢調査から市の女性の 5 歳階級別の労働力率をみると、30 歳～44 歳にかけて減少するいわゆる M 字型となっており、出産や子育てによって離職する女性が多い現状がうかがえます。一方、市民アンケート調査の結果からは、50 代までの女性は「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」を選ぶ人も少なくありません。

働く女性の数は増加しており、それを後押しする法律の整備も進んできています。働きたいと思う女性が個性や能力に応じて多様な働き方で社会において活躍できるよう、より一層の支援が求められています。

女性が仕事を持つことについて／女性・年代別



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）就労継続とキャリア形成に向けた意識啓発

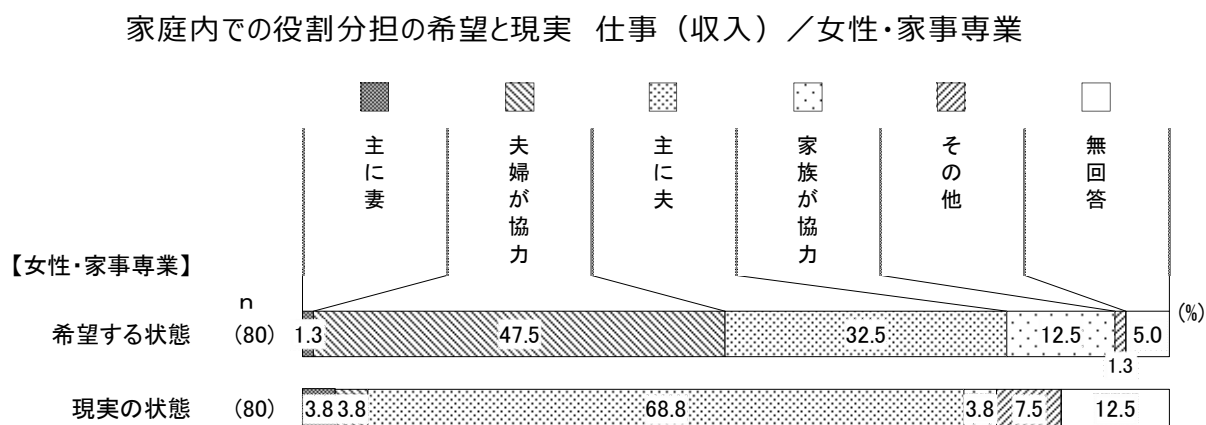
女性が就労を継続していくことができるよう、ライフステージに応じた支援等の情報提供を行います。また、女性がキャリア形成の視点を持って自身のライフプランを描けるよう、意識啓発を図るための講座やロールモデルの紹介など、女性に向けた事業を充実します。

番号	事業名	事業内容	担当課
24	女性の就労継続とキャリア形成への支援	女性の就労継続のための情報提供及びキャリア形成に向けた意識啓発の充実を図ります。	生活文化課

女性の再就労の支援

市民アンケートの結果から、家事専業の方の家庭の役割分担の希望と現実をみると、【仕事（収入）】は、現状では「主に夫」の分担となっているものの、理想としては「夫婦が協力」という意見が多く、就労への意向を持つ女性が少なくないことが分かります。

出産や子育て期に働く場から離れた女性が再び就職できるよう、間口を広げた就労支援が必要であり、就労情報の提供や求めている職場についての相談ができる環境を整えることが求められています。



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）再就職に関する講座、啓発、情報提供

子育て・介護等により離職した女性に対し、再就職に結びつく技能習得講座の実施や就労相談等を関係機関と連携して行い、キャリアブランクに配慮した就労までの支援を推進します。

番号	事業名	事業内容	担当課
25	女性の再就職への支援	関係機関との連携を図りながら、女性の再就職のための情報提供及び講座の充実を図ります。	産業政策課 生活文化課

女性の起業と事業継続への支援

多様な働き方の一つとして起業もまた大切な選択肢となります。起業をめざす女性に対し、起業に係る女性特有の課題を踏まえ、事業の立ち上げから運営までをワンストップに支援する仕組みや事業の高度化に向けた支援など、起業に関するノウハウについての講座や相談の機会を提供していくことも必要です。

取組の方向（１）起業と事業継続に関する講座、情報提供

関係機関との連携による支援とネットワークづくりへの支援

起業をめざす女性に対し、起業に関する講座や相談の機会を提供します。また、関係機関と連携して、起業後の助言や支援などを実施します。

番号	事業名	事業内容	担当課
26	女性の起業に関する情報提供及び支援	関連機関と連携して、起業を目指す女性を一体となってサポートします。起業に関する知識や手法についての情報提供及び講座を実施するほか、起業している女性のネットワークづくりへの支援を引き続き行います。また、コミュニティビジネスに関する情報提供を行います。	産業政策課 生活文化課 図書館

目標 Ⅲ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策 1

市附属機関や地域活動団体における男女の参画推進と女性の活躍推進

多様化する市民ニーズにこたえるためには、市における政策・方針の立案・決定をする過程において男女が対等に参画し、さまざまな意見を反映することが必要です。市では、政策・方針の立案と決定に参画できる機会を確保するとともに、審議会等の委員の構成が男女双方に偏らないように努め、政策・方針決定過程への男女共同参画を進めてきました。

この結果、2015（平成 27）年 10 月 1 日現在、市の審議会等に参画する女性委員の比率は 41.9%となっています。今後も女性委員のいない審議会等をなくすよう努める等、市民が行政と共に主体的にまちづくりに参画する機会である審議会等における男女比率の均等化に努めます。

取組の方向（１）ポジティブ・アクションへの理解促進

女性委員のいない審議会等をなくすよう努める等、市民が主体的にまちづくりに参画する機会である審議会等における男女比率の均等化に努めます。また、比率均等化にむけ、ポジティブ・アクションの設定とその理解促進に努めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
27	審議会委員等委員の男女比率の均等化	男女が参画することの重要性やポジティブ・アクションについて、審議会所管課や自治会に向けて理解促進を行います。	生活文化課

取組の方向（２）男女が参加しやすい環境整備

自治会などの地域活動に男女がともに参加することの意義を知り、参加しやすい環境をつくるため、男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
28	自治会における男女共同参画に関する啓発及び情報提供	自治会セミナー等において男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。	生活文化課

施策 2

地域におけるリーダーとなる女性の育成

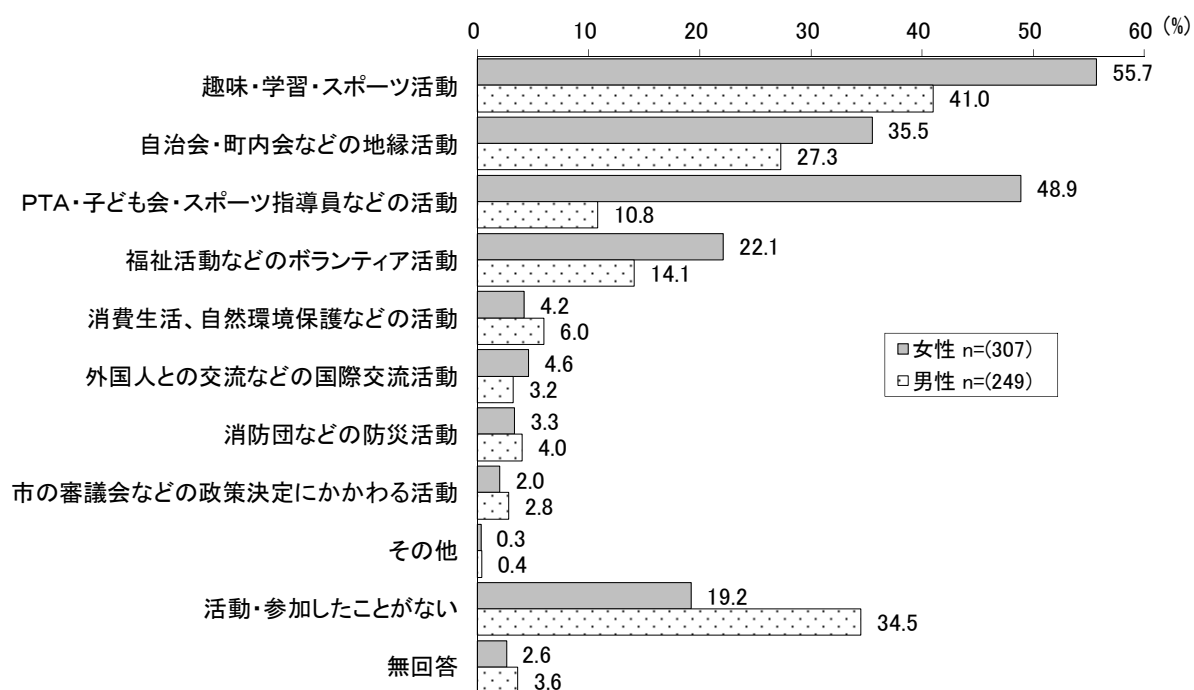
近年では、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを地域の力で解決する地域コミュニティづくりの重要性がこれまで以上に高まっています。

市内には地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人も多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。団塊の世代が多い本市においては、今後ますます地域活動への意欲を持った市民の増加が見込まれ、地域・社会活動の団体においても男女共同参画への配慮を促し、だれもが参加・参画しやすい環境を整える必要があります。

また、地域活動に参加している女性が多いものの、組織の長や団体のリーダーは依然として男性が多いのが現状ですが、地域づくりにおいても女性の活躍が大いに期待されています。

地域の中心的役割を担える女性リーダーの育成も視野に入れ、これまで以上に女性のエンパワメントに注力していく必要があります。

地域活動への参加状況



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）リーダー育成のための講座開催や機会の提供

地域活動やボランティア等に、男女がともに積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。また、男女が互いに協力しあう中で、リーダーとして活躍する女性の増加をめざします。

番号	事業名	事業内容	担当課
29	地域におけるリーダーとなる女性の育成	男女共同参画の視点に配慮しながら、地域のリーダーを育成します。	生活文化課

目標 Ⅳ

安心・安全な暮らしの実現

施策 1

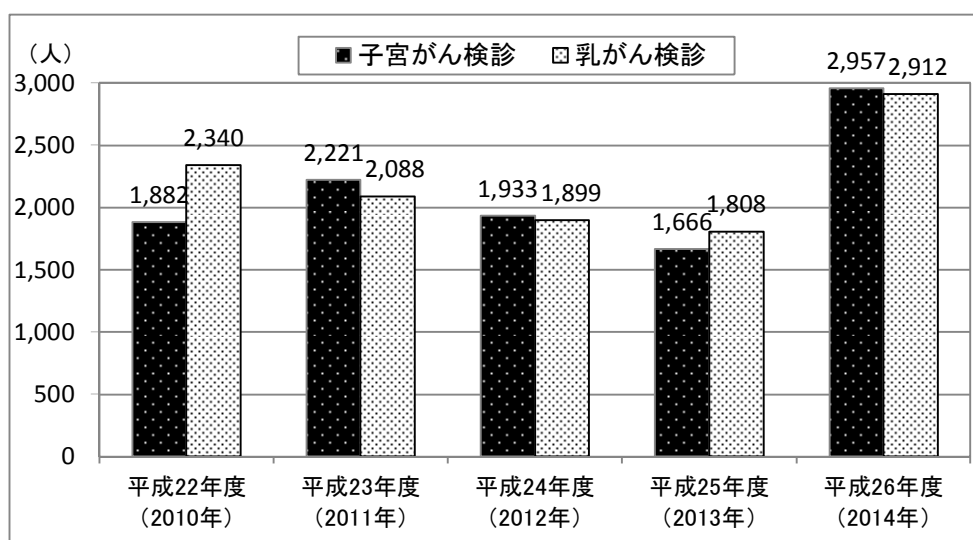
生涯にわたる男女の健康の支援

男女共同参画社会の実現に向けては、生涯にわたって心身ともに健康であること、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合うこともまた基本的な条件といえます。

そのため、一人ひとりのライフステージや状況に応じた健康づくりを支援していくことが重要です。特に女性には妊娠・出産のための機能が備わっており、男性とは異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。妊娠や出産は女性の心身とその人生設計に大きな影響を及ぼすものであることから、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）はこのような視点に立った概念であり、女性だけでなく社会全体の理解を深めることが重要となっています。

また近年では、うつ病をはじめとするこころの健康の問題を抱える人がこれまで以上に増加しているなど、新たな健康課題も生じています。だれもが生涯を通じて健康で自立した生活を送れるよう、今後も引き続き、互いの性や身体的特性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援するとともに、相談支援体制のさらなる強化を図る必要があります。

子宮がん・乳がん受診状況



出展：統計東久留米 平成 27 年版

取組の方向（１）ライフステージに合わせた健康支援

生涯にわたって、だれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、ライフステージに応じたところと体の健康づくり支援を行うとともに、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」をはじめとした、健康と性に関する啓発と学習機会を提供します。

番号	事業名	事業内容	担当課
30	各種健康診査及び健康相談事業の充実	予防のための健診の受診率を上げ、生活習慣病の予防、改善を図ります。	健康課
31	発達段階に応じた適切な性教育の推進	人権尊重や男女平等の観点からの教科等の指導における発達段階に応じた性教育を充実します。	指導室
32	HIV／エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実	思春期の児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、HIV、性感染症の予防、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を行います。	指導室
33	生涯を通じた健康の保持増進等のための啓発及び情報提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）に関する啓発及び情報提供を行います。	生活文化課 健康課
34	こころの健康支援	こころの健康や自殺予防のための相談窓口等の周知を行います。	健康課
35	シニアが自立した生活を送るための支援	健康の保持増進のための事業や、地域活動への参画の促進のための各種講座等を実施します。また、住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域活動団体等関係機関と連携を図ります。	介護福祉課
36	予防重視のシニア施策の充実	介護予防の総合的な推進及び健康づくりと身近な地域社会での活動への参加を支援します。	介護福祉課

取組の方向（２）妊娠、出産期における女性への健康支援

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図ります。また、男性が母体への理解を深めるとともに、男性の育児参加の必要性を知ることにより、男性の育児参加促進を図ります。

番号	事業名	事業内容	担当課
37	妊娠中及び出産後の健康管理の啓発及び相談事業の充実	プレパママクラスでの健康管理の啓発や、妊娠中及び出産後の健康づくりとして、妊産婦・新生児訪問や育児相談等相談事業の充実を図ります。	健康課
38	出産・育児に関する情報提供と男性の理解の促進	女性が主体的に出産・育児を考えられるよう支援し、母体への理解促進や育児参加など男性の理解を促進します。	健康課

施策 2

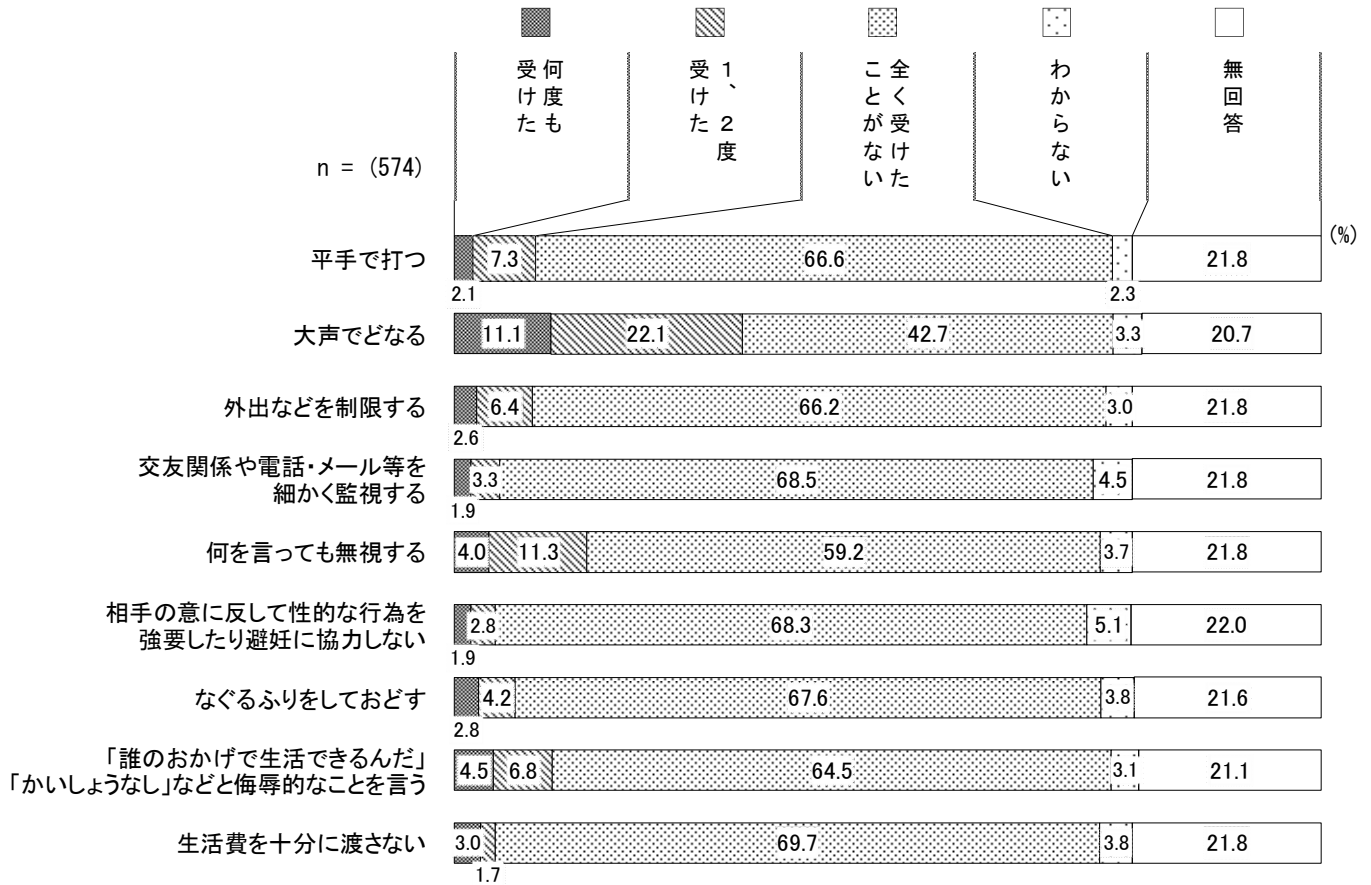
配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。しかし実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。すべての人が暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を持ち、加害者にも被害者にもならないよう、さまざまな機会を通じての意識啓発を今後も徹底して行っていく必要があります。

被害者支援としては、市では2010（平成23）年に「東久留米市第2次配偶者等暴力対策基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力の未然防止や被害者支援の対応を強化してきました。一方で、市民アンケート調査の結果によると、配偶者等からの暴力の被害を受けた経験があるという答えは少なからずあり、被害を受けた人が速やかに相談し安心して生活できる環境と自立に向けた支援体制を引き続き整備していく必要があります。

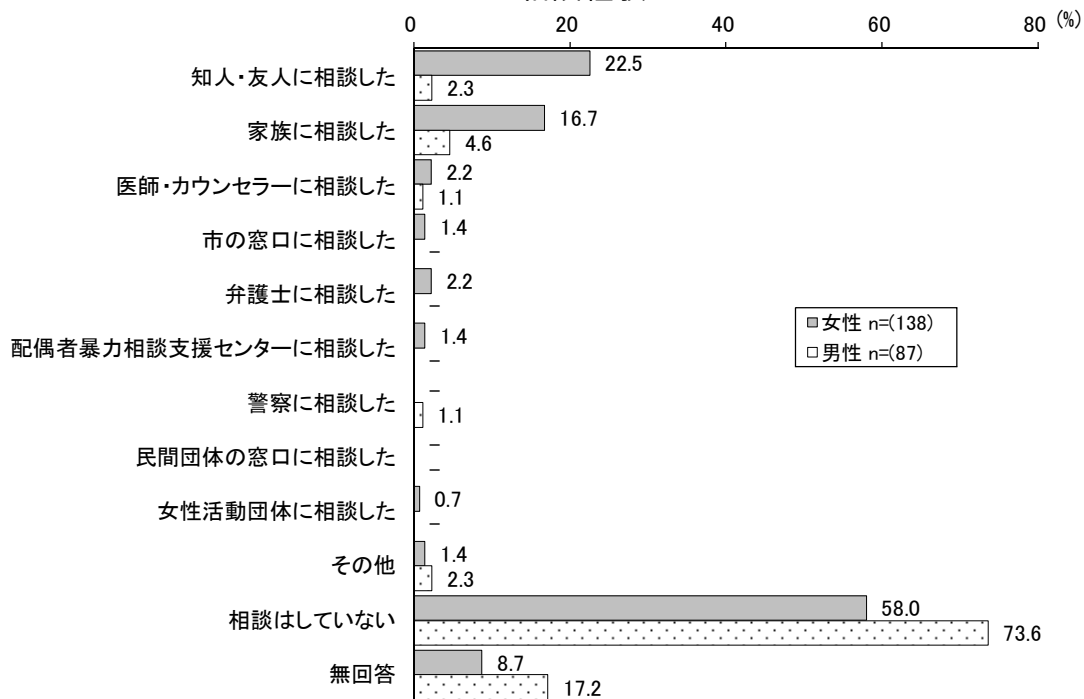


D Vの被害経験



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

D Vの相談経験



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）暴力の未然防止や早期発見のための取組強化

さまざまな媒体や機会を活用した広報・啓発活動、若年層への教育や啓発により暴力を未然に防ぐとともに、暴力の実態等に関する情報提供や講座を実施し、医療機関や健診、また被害者の周囲の人々が早期発見することができるような体制づくりを進めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
39	暴力未然防止のための意識啓発	各種広報媒体を活用し、暴力防止や根絶に向けた啓発や情報提供の充実を図ります。	生活文化課
40	若年層に向けた暴力防止の啓発	若年層からの人権教育を充実させるとともに、中高大学生を対象にデートＤＶ講座等を実施します。また、ＳＮＳなどの若者に身近な媒体を活用した啓発や情報提供を行います。	生活文化課 指導室
41	早期発見のための理解促進	被害者の周囲の人々や関係機関、関係各課が行う相談の担当者などが、早期に被害に気づき、支援につなぐことができるよう、配偶者暴力に関して正しく理解を深めるための講座実施や情報提供を行います。	生活文化課

取組の方向（２）安心して相談できる体制づくり

被害を潜在化させないよう、相談窓口・支援機関等の周知を図るとともに、被害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談機能の強化や連携体制の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容	担当課
42	相談窓口の周知	各種広報媒体や機会を活用し、相談窓口や支援機関について必要な情報を周知し、適切な相談が行われるよう努めます。	生活文化課 関係各課
43	複合的に困難を抱える人への支援	外国人・高齢者・障害者など複合的に困難を抱える人を、迅速に適切な機関につなげることができるよう、関係各課・関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	関係各課

番号	事業名	事業内容	担当課
44	相談体制の整備	各種相談・訪問等を実施する課が相互に連携・役割を補完し合い、一体となった相談体制の整備を図ります。	関係各課

取組の方向（３）被害者の安全確保のための体制整備

民間シェルターを含む関係機関と連携し、被害者の安全を確保できる体制を整備します。
特に被害者情報については情報管理を厳重に行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
45	被害者や子どもの安全確保	被害者や子どもがいる場合にはその子ども、関係者に危害が及ばないように、関係機関との連携を強化し、安全の確保に努めます。	関係各課
46	情報管理の徹底	被害者情報が流出することのないように、個人情報の管理を徹底します。	関係各課

取組の方向（４）自立のための支援体制の整備

被害者が自立し、安心して暮らしていくために、生活・就労・経済面での支援をするとともに、子どもを含む家庭に対する支援など、庁内・外の関係機関との連携により被害者の自立支援に努めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
47	自立のための支援体制の整備	被害者がその生活を再建し、自立できるまで、関係各課及び関係機関が連携を図り、総合的、継続的に支援を行います。	関係各課

取組の方向（５）関係機関との連携強化及び庁内体制の整備

被害者の支援に関する連絡調整機能を充実していくために、庁内・外の関係機関との情報共有と連携強化を進めます。また、関連する職員・相談員の資質向上に努めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
48	関係機関との連携強化	東京都や他市区町村など関連自治体間との相互連携に努めます。また、警察や医療機関等の地域の関係機関と情報共有し連携強化を図ります。 あわせて民間シェルター運営事業者などの被害者支援活動を行う民間団体等との連携についても検討します。	関係各課
49	庁内の相談・支援体制の整備と資質向上	「配偶者暴力対策庁内連絡会」を通じ、関連各課が行う支援策の情報共有を行い、支援体制の整備を図ります。 また、研修や担当者間での情報共有や事例検討を行い、関係職員の資質の向上に努めます。	生活文化課 関係各課

施策 3

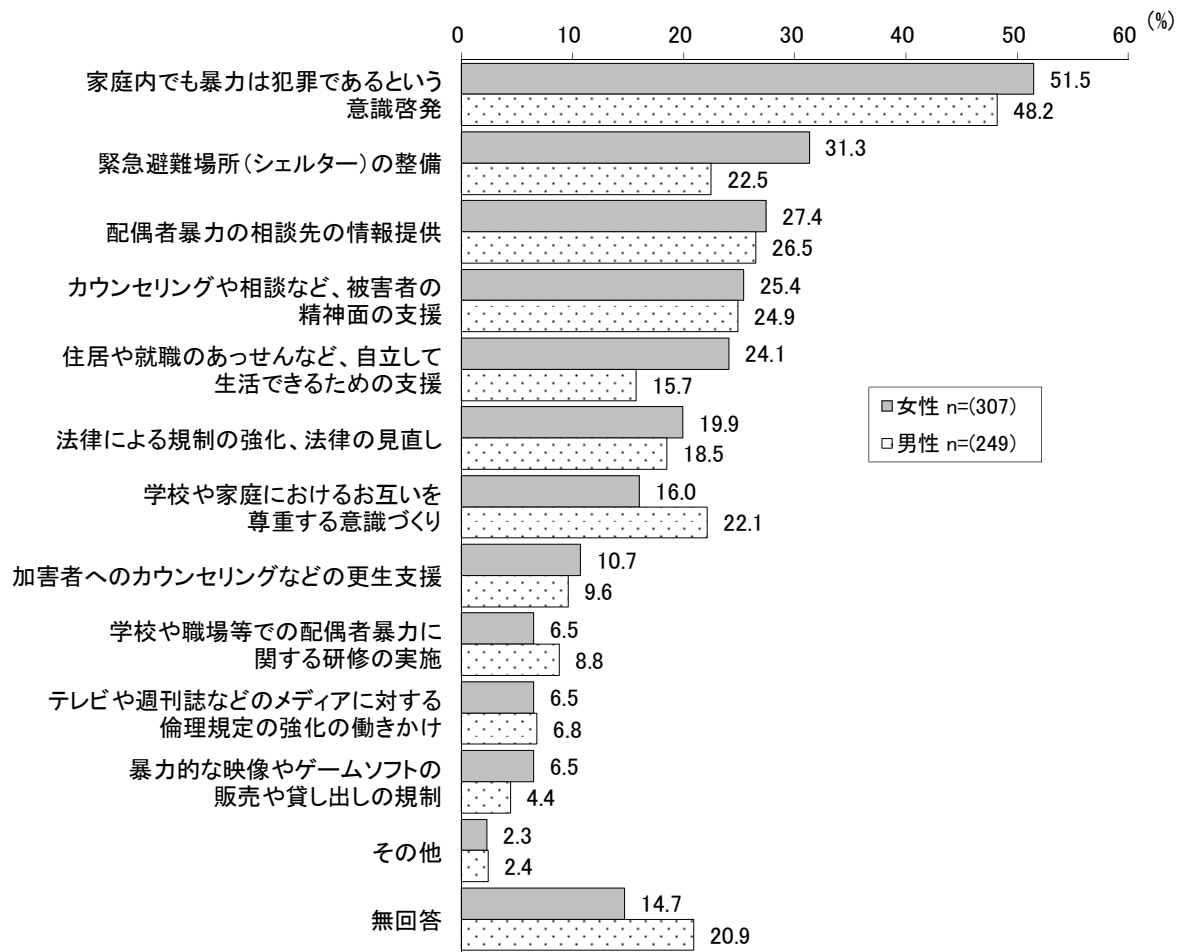
女性や子どもに対するあらゆる暴力の予防と根絶

ストーカー行為に対しては国により、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されていますが、ストーカーや児童虐待、性に起因する暴力的な行為等は、DVと並び男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つとなっています。

また近年では、若者の間で交際相手との間に起こるデートDVや、スマートフォンなどの情報通信機器の広がりに伴う「リベンジポルノ」のような、個人の尊厳を傷つける暴力行為が問題となっており、若年層への啓発と被害防止対策の必要性が高まっています。

家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーや虐待等の行為は男女共同参画の実現を阻害する重大な人権侵害であるという認識を高め、暴力の予防と根絶を図るとともに、適切に対応し支援につなげていく必要があります。

D V 防止や被害者支援のために必要な施策



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）性暴力や児童虐待、ストーカー被害の根絶に向けた

防止等の啓発

性暴力や児童虐待、ストーカーやデート DV など、女性や子どもに対するあらゆる暴力の防止について啓発していきます。

番号	事業名	事業内容	担当課
50	メディア・リテラシーの育成	メディアから発信される、男女の役割分担を固定的に捉えるような意識に基づく情報・表現を、主体的に解釈し考える力を育成します。	生活文化課 指導室
51	暴力の未然防止のための啓発や情報提供	暴力の未然防止のために、各種広報媒体の活用や、講座の実施など暴力防止のための啓発や、相談先の情報提供の充実を図ります。	生活文化課

施 策 4

ハラスメント等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめ、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントが大きな問題となっています。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあるものです。

「男女雇用機会均等法」においては、事業主に対して、セクシュアル・ハラスメント防止措置の他、マタニティ・ハラスメントの防止措置を講ずることが義務化されました。

だれもが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画を阻むあらゆる暴力を未然に防止し、根絶する社会的気運を醸成していくことが必要です。

取組の方向（１）ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供

市内事業所に向け、ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
52	ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供	東京都や関係機関と連携し、市内事業所へのハラスメント防止に向けた啓発や相談先等の情報提供を行います。	産業政策課 生活文化課

施 策 5

性を理解し、自他を尊重するための教育の実施

男女共同参画社会の実現には、性別だけで役割や向き不向きを決めつけてしまうような考え方をなくし、また、性別によらず自他を認め、尊重していくことが不可欠です。

このような意識を醸成するためには、子どものうちから取組むことが重要であることから、各種媒体等を活用し若年層に向けた啓発を行います。

また、同時に、男女の身体的特性・違いについて十分に知り、相手を思いやる心を持つとともに、発達段階に応じて的確に自己管理ができるよう、理解促進を図ります。

取組の方向（１）性別による役割分担意識解消のための啓発

性別役割分担意識から抜け出し、男女が互いを尊重し、ともに自立し、社会的な責任を果たしていくことができるよう、さまざまな機会を通じて意識啓発を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
53	ジェンダー平等を推進するための啓発	ジェンダー（社会的・文化的に作られた性）による男女差別をなくし、あらゆる機会が男女平等に与えられるようにするため、ジェンダー平等についての啓発活動を行います。	生活文化課

取組の方向（２）発達段階に応じた適切な性教育の実施

ライフステージに応じた望ましい生活習慣や健康づくりの促進に向け、発達段階に応じた適切な教育・指導を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
再 31	発達段階に応じた適切な性教育の推進（再掲）	人権尊重や男女平等の観点からの教科等の指導における発達段階に応じた性教育を充実します。	指導室

取組の方向（３）H I V／エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実

H I V／エイズや飲酒・喫煙・薬物の問題などについて、発達段階に応じた教育を充実します。

番号	事業名	事業内容	担当課
再 32	HIV／エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実（再掲）	思春期の児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、HIV、性感染症の予防、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を行います。	指導室

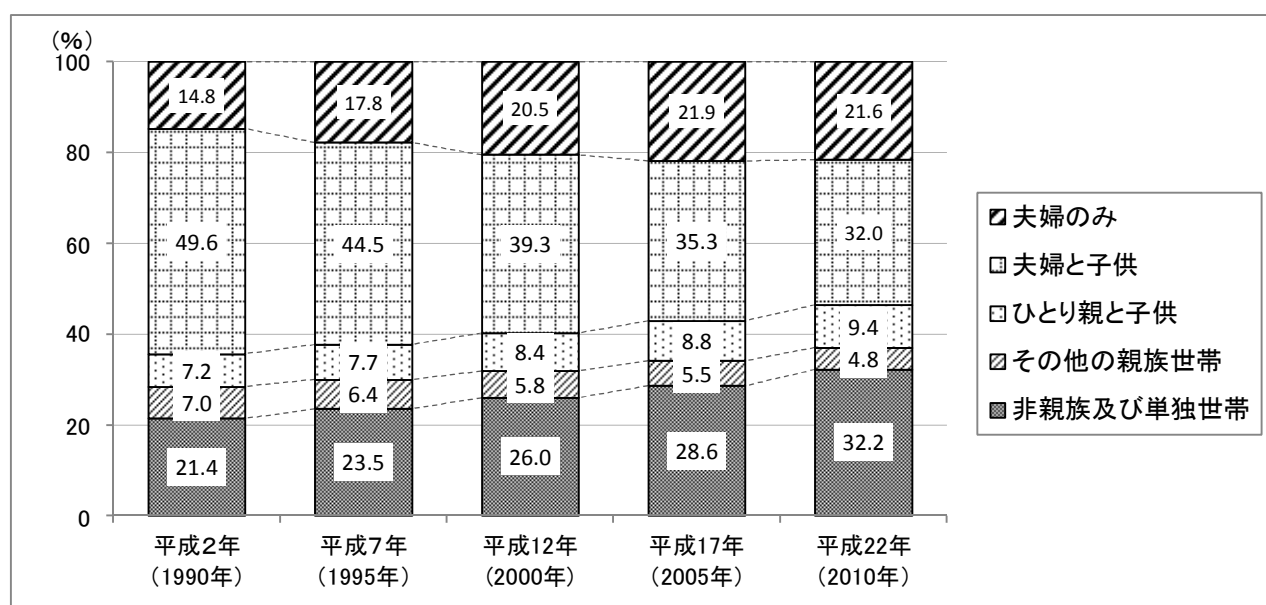
困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援

人口や世帯の構造の変化と相まって長期的に低成長経済が続く中、単身世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯の増加、格差や生活保護には至らない相対的貧困層の増加、子どもの貧困問題など、生活上の困難が幅広い層へ広がりつつあります。

このような中、2015（平成 27）年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。同法では、自立相談支援事業の実施を市町村に義務付けるなど、セーフティネットによる支援体制の強化が必要とされています。

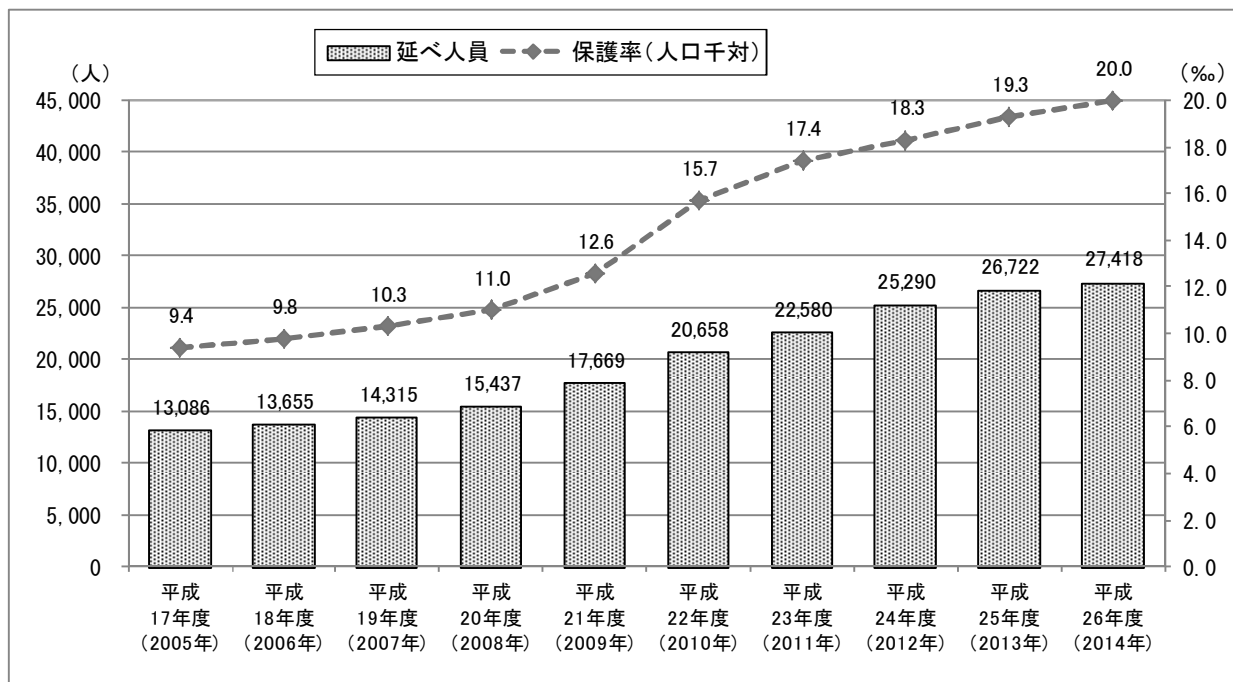
特に女性は、出産や育児による就業の中断、再就職の難しさからくる非正規雇用の多さなどにより、年齢を問わず貧困などの困難に陥りやすい状況に置かれています。また、これらが生じる背景には、依然として根強い固定的な性別役割分業意識やそれに基づく社会制度・慣行があり、男女共同参画社会の実現という観点からも対策が求められています。

一般世帯の家族類型別割合



出展：統計東久留米 平成 27 年版
※各年 10 月 1 日現在

生活保護の被保護延べ世帯人員及び保護率の推移



出展：統計東久留米 平成 27 年版

取組の方向（１）ひとり親家庭への支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱えやすいひとり親家庭等に対し、各家庭の状況に応じた支援を提供します。

番号	事業名	事業内容	担当課
54	女性の人権を守る相談体制及び各種相談事業の充実	男女平等推進センターでの専門相談（女性の悩みごと相談、女性弁護士による法律相談）の充実を図ります。	生活文化課
55	相談体制及び各種相談事業の充実	関係各課と連携し、相談事業の充実を図ります。	児童青少年課 関係各課

取組の方向（２）若年者、高齢者、障害者、外国人等、

困難を抱える女性が安心して暮らせるための支援

だれもが地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援の充実を図るとともに、相談機関の周知や連携を進めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
56	相談体制及び各種相談事業の充実	支援を必要とする市民に対し、きめ細やかな対応が図れるよう、各種相談対応のしくみを充実するとともに、ニーズと提供側を結び付けるコーディネート機能のより一層の機能整備を進めます。	福祉総務課
57	自立した生活を送るための就労支援の推進	各種制度等を活用し、自立した生活を送るための就労支援を行います。	福祉総務課
58	子ども、若者の自立に向けた力を高める取り組み	社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、また、男女ともに経済的に自立していくことの重要性を伝えるため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実します。	指導室
59	若年層を対象とした啓発	関係各課及び関係機関と連携を図りながら、若年層に対するライフコースに関する講座啓発を実施します。	生活文化課
60	障害者に対する就労自立支援	障害者の自立を図ることを目的に、障害者の就労支援及び働き続けるための支援を行います。 国、東京都等と連携し、窓口での相談事業や情報提供の充実を図ります。	障害福祉課

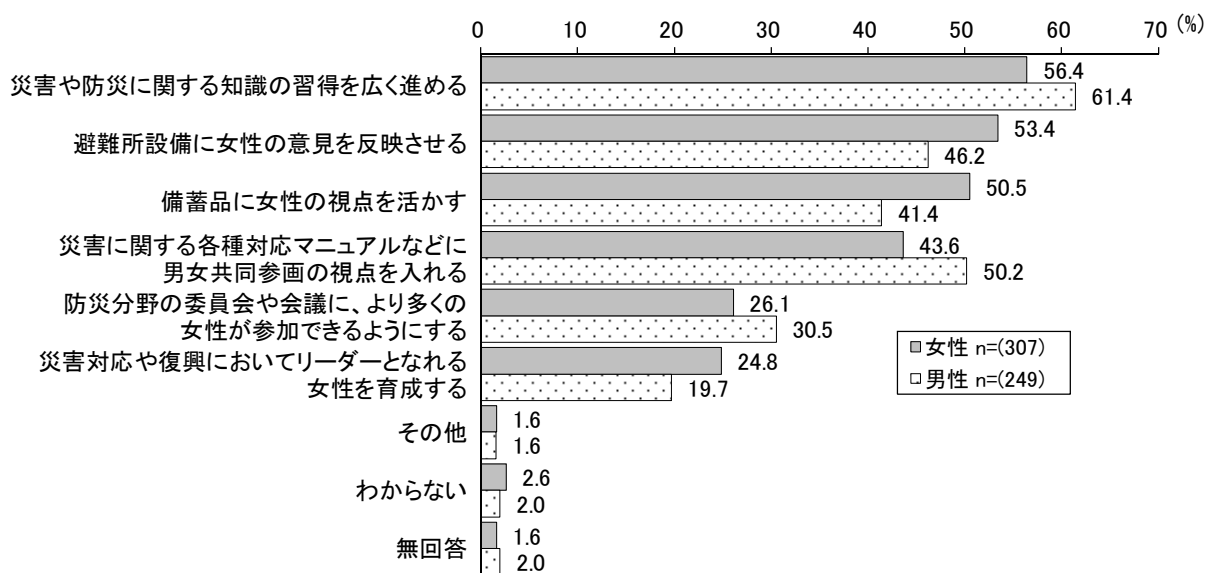


男女共同参画の視点を生かした防災と地域づくり

個人が自らの持つ能力や知識を生かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。また近年では、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを地域の力で解決する地域コミュニティづくりの重要性がこれまで以上に高まっています。

特に、2011（平成 23）年に発生した東日本大震災においては、備蓄物資や救援物資の内容、避難所運営等において、女性や子ども、要支援者等のニーズに対する準備不足から生じる多くの課題が明らかとなりました。このような課題を解決していくためには、災害対策の検討や避難所運営等において、平常時から男女共同参画の視点を取り入れていくことが不可欠です。

防災分野で男女共同参画の視点をいかすために必要なこと



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）防災分野における男女共同参画の啓発

災害用備蓄品の準備など、日頃の防災対策に男女双方の視点を活かすとともに、災害時には男女の異なったニーズを把握した避難所運営ができるよう対策を進めるため、女性防災リーダー育成のための取り組みを行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
61	防災活動への男女共同参画の推進	防災における男女共同参画のための講座等を実施し、女性防災リーダーの裾野を広げます。防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるように、避難所運営組織の長への女性の登用を推進します。	生活文化課 防災防犯課

取組の方向（２）防災分野における女性活躍の推進

防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、審議会委員等における女性比率の向上に努めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
62	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災会議委員への女性の参画を積極的に推進します。	防災防犯課



目標 V

男女共同参画社会の実現に向けた 社会基盤の整備

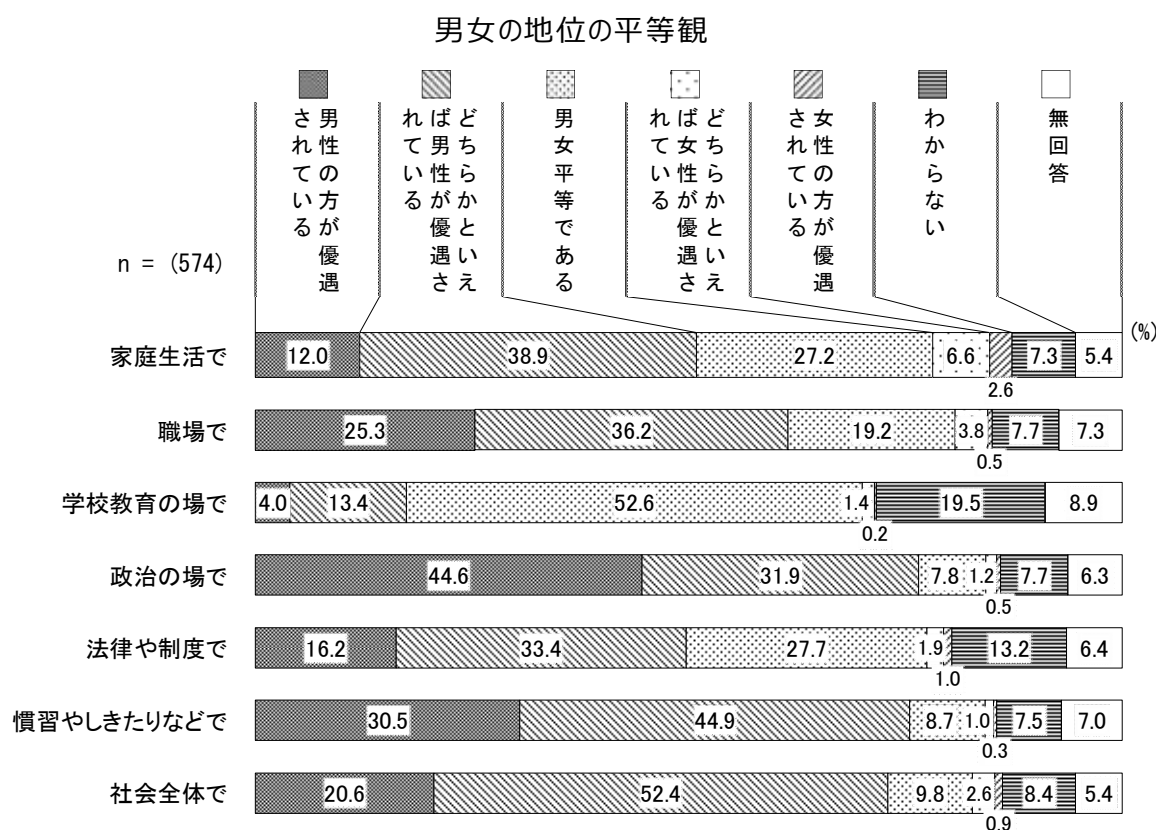
施策 1

男女共同参画社会に対する理解促進

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画に対する理解とともに、その基本となる人権を尊重する意識を高め浸透を図ることが必要不可欠です。

しかしながら、市民アンケート調査の結果をみると、「社会全体として男性が優遇されている」と感じている人の割合が7割台となっており、市民の中では依然として男性優遇社会であるという感じ方は変わっていないことが分かります。

男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等意識が市民一人ひとりに浸透し定着するよう、今後も引き続きさまざまな機会や媒体を通じた情報提供や広報・啓発活動を推進していく必要があります。

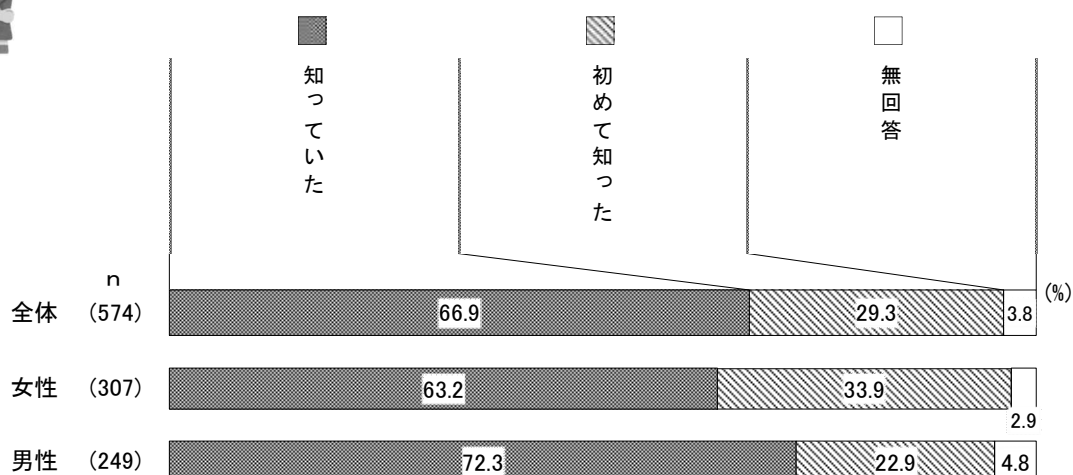


出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

また、最近では従来の「男性」と「女性」という性的な区別が当てはまらない性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれている人たちへの配慮について社会的関心が高まりを見せているなど、これまでの枠にとどまらない新たな課題も生じております。さまざまな社会的・文化的背景を持つ人々への配慮や、メディアや刊行物における人権侵害の防止など、多様性を認め合う社会の実現に向け、さまざまな観点からの対応が求められています。



性的マイノリティという言葉の認識



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）男女共同参画の正しい理解の促進

市民一人ひとりが、その多様性を認め合える社会に向け、さまざまな手段による広報・啓発活動を行うとともに、男女共同参画の視点から市刊行物等への配慮を進めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
63	啓発資料等の発行及び広報誌活用の充実	広報誌や市HPを活用し、男女共同参画社会についての啓発活動を行います	生活文化課
		男女共同参画の視点に配慮し、多様な読み手に広く伝わる広報づくりを行います。	秘書広報課
64	啓発資料等の発行及び広報誌活用の充実	男女共同参画情報誌「ときめき」を中心にHPやニュースレター等の情報媒体を通じた啓発、情報提供・発信を行います。	生活文化課
65	男女共同参画に関する資料の提供	図書館を情報拠点の一つとして位置付けし、情報の提供・発信を行っていく際に男女共同参画に関する資料の提供を行います。	図書館

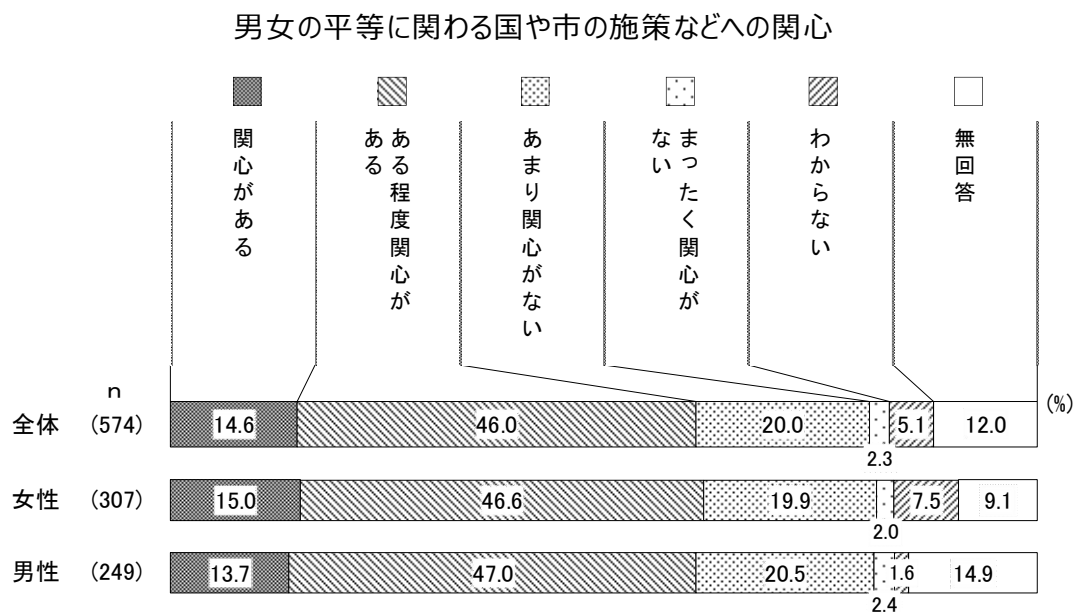
番号	事業名	事業内容	担当課
再 53	ジェンダー平等を推進するための啓発（再掲）	ジェンダー（社会的・文化的に作られた性）による男女差別をなくし、あらゆる機会が男女平等に与えられるようにするため、ジェンダー平等についての啓発活動を行います。	生活文化課

施策 2

男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供

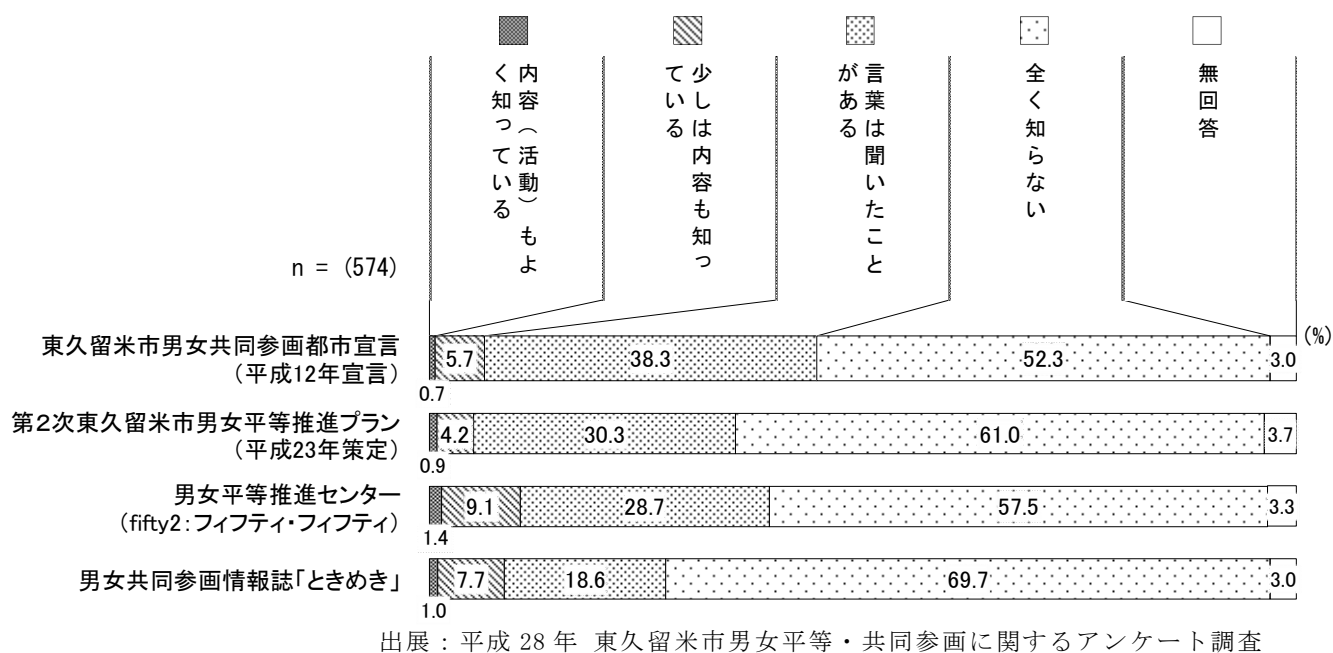
わが国では、男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、配偶者暴力防止法、女性活躍推進法等の男女共同参画社会の実現に向けた法令が制定され、各法令に基づいた取り組みが進められています。また、女子差別撤廃条約等の国際条約を批准しており、これらの条約についても、国内においては法令と同等の拘束力を持つものとして、取り組みが進められています。

男女共同参画社会の実現に向けて施行されている法令は、市民の生活に直接関係するものです。その理念や法令の内容を理解することが必要であり、事業者や行政においてはこれらを遵守する責務があることを広く周知していきます。



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

男女共同参画に関することばや取り組みの認識



取組の方向（１）男女共同参画に関する法令等や男女共同参画実現に向けた各種制度等の情報収集と提供

男女共同参画社会の実現に向けた関連法令や各種制度の情報をタイムリーに収集し、広く周知していきます。

番号	事業名	事業内容	担当課
66	関係法令や各種制度等の周知	男女共同参画関係法令については、さまざまな機会を通じて周知を図るとともに、男女共同参画の実現に資する制度等で、市民にとって身近なものについて、情報収集と提供を行います。	生活文化課

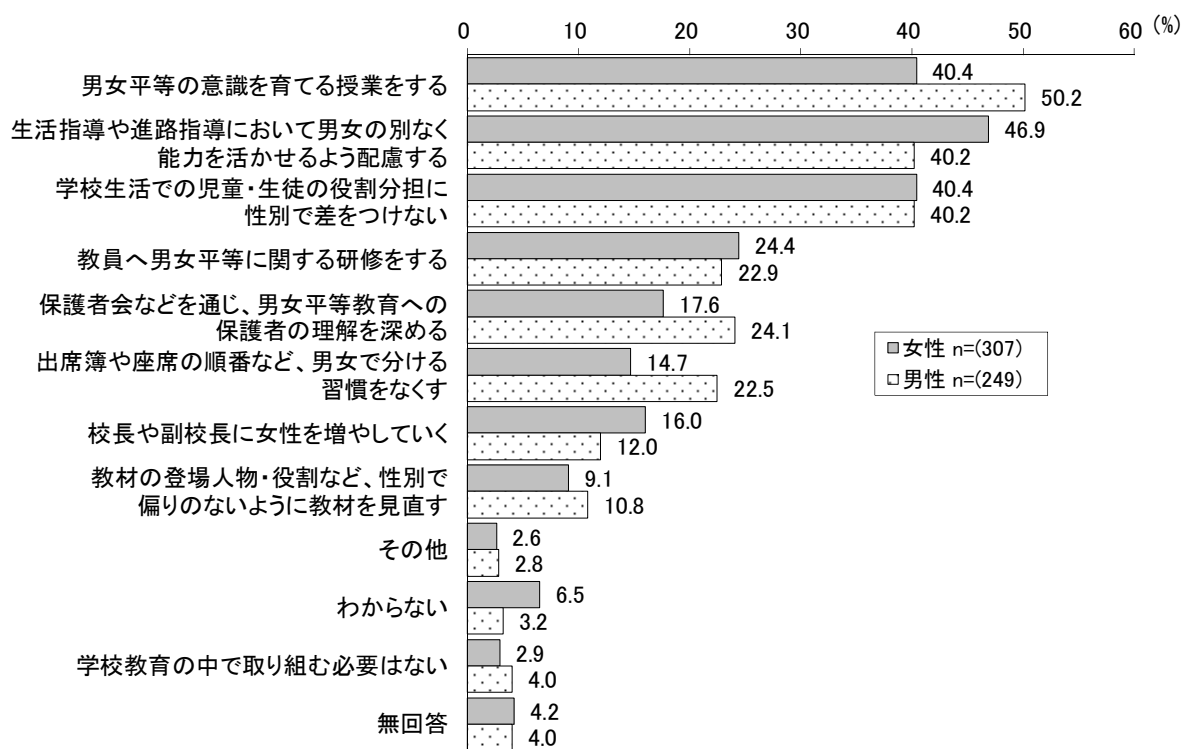
男女共同参画への意識を育む教育の実施

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識することが重要であり、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習は大きな役割を担っています。

特に、幼少期の教育は重要であり、小さい頃から活動の中で個々の能力を生かしながら互いの理解を深め、協力の重要性を学んでいけるよう、男女平等の視点に立った保育・教育を推進していく必要があります。

流動化する雇用環境や将来の展望が不透明な社会の中で、若年者の進路や就労を巡る環境は課題が山積しています。このような社会において、それぞれが直面する課題に柔軟に、たくましく対応できる能力を身に付け、自分のライフコースや就労について関心を持ち、社会人として自立するために主体的に人生設計に取り組む姿勢を育くむ教育を充実する必要があります。

男女平等を推進していくために小・中学校で取り組むとよいもの



出展：平成 28 年 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査

取組の方向（１）学校、地域、家庭における男女共同参画意識を育む教育

男女共同参画についての正しい理解を持つ指導者の養成に努め、学校、地域、家庭において、性別にとらわれず、生きる力、学ぶ力、働く力をはぐくむ教育を進めます。

番号	事業名	事業内容	担当課
67	男女混合名簿の使用	望ましい男女共同参画社会の実現に向けた取組の一環として、男女混合名簿の使用を継続します。	指導室
68	家庭と一体となった男女平等教育をすすめるための情報提供	各種たよりの発行や進路指導等に活用するための啓発資料の作成・配布により、情報提供を行います。	指導室
69	教育及び保育等に携わる者への男女平等に関する啓発、研修の充実	教職員、学童保育指導員、保育士等への研修の充実を図ります。	子育て支援課 児童青少年課 指導室
70	保育実施上の配慮	保育所保育方針に基づき、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように配慮します。	子育て支援課
71	学習機会や情報の提供	男女共同参画に係る講座や情報を得る機会を提供します。	生涯学習課
72	キャリア教育の充実	男女共同参画の考え方やこれに基づく自立教育及び職業に対する意識（職業観、勤労観）を育むための学校における職場体験を推進します。 発達段階に応じた体験学習を実施します。	指導室
再 59	若年層を対象とした啓発	関係各課及び関係機関と連携を図りながら、若年層に対するライフコースに関する講座を実施します。	生活文化課
73	女性教員に対する管理職試験への受験奨励	女性教員に対し、管理職試験を受験するように奨励します。	指導室

目標 VI

推進体制の整備・強化

施策 1

男女平等推進センターの機能強化

市では、男女共同参画施策を推進する拠点として 2004(平成 16)年 4 月に男女平等推進センターを条例設置しました。センターでは男女共同参画社会の実現に向けて、講座の開催、相談事業、情報誌「ときめき」の発行、市民と協働での事業（市民企画講座）の実施、市民グループへの活動支援等、さまざまな取り組みを行っています。

今後はさらに、センターで実施する事業を充実するとともに、ネットワークを構築し地域の課題解決のプラットフォームとなるよう、その機能を強化していきます。

取組の方向（１）情報発信の充実（SNS等の活用、情報誌の充実）

男女共同参画に関する情報の収集を図るほか、HPやメールマガジン、SNSの活用など、利用者に届く情報機能の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容	担当課
74	男女平等推進センター機能の充実	行政と連携した市民参画の拠点として、センター事業を効率的に展開するほか、センター運営協議会を設置し、センターの運営に市民の意見を反映します。また、コーディネーター、専門員がより専門性を発揮できるよう環境整備を進めます。	生活文化課
75	学習機会の提供の充実	男女共同参画社会の実現のための講座等学習機会の提供の充実を図ります。	生活文化課
76	男女共同参画に関する情報収集及び提供の充実	男女共同参画に関する図書資料等の収集・整備を図るほか、男女共同参画に関する情報を広く収集し、適切に提供します	生活文化課

取組の方向（２）他機関との連携強化

国、都、他の自治体や学校等関係機関及び NPO 等市民活動団体との連携を推進します。

番号	事業名	事業内容	担当課
77	関係機関、各種団体との連携の推進及びネットワークづくりの促進	幅広い情報提供及び市民参画の機会を拡充するために国、東京都、他の自治体や学校等関係機関及びNPO等市民活動団体との連携を推進します。また、センターに関わるさまざまな立場の人が新たなネットワークを形成するための支援を行います。	生活文化課

施策 2

庁内推進体制の強化

男女共同参画の視点を踏まえて施策・事業の立案・運営に臨むためには、職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解すること、また、男女双方の視点が政策等の決定の場において反映されることが重要です。

そのため、市役所自らが男女共同参画の実践の場となるよう、職員及び管理職への男女共同参画や女性の登用についての研修や情報提供・啓発を行います。

一方、本プランの多岐にわたる施策の実効性を確保し、効果をさらに高めていくためには、関係部局との連携や、プラン事業の進捗管理が不可欠です。

庁内には 2003(平成 15)年より関係部局長によって構成される男女共同参画推進協議会を設置し、（１）東久留米市男女平等推進プランの推進に関すること（２）男女共同参画社会を実現するための施策に関することを所掌事項として連携に努めています。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として男女平等推進市民会議を条例で設置しており、施策の進捗状況の確認・課題の検討を行っています。

男女共同参画施策のより一層の推進や関係部局との連携強化のために、男女共同参画推進のための主管課である生活文化課を中心に総合調整機能の強化を図ると共に、男女共同参画推進協議会や男女平等推進市民会議の充実を図ります。

取組の方向（１）男女共同参画の視点を持った組織づくり

職員一人ひとりが市民の先頭に立って男女共同参画社会を体現できるよう、男女共同参画への理解促進に向けた研修を実施します。また、男女双方の視点が十分に反映される組織づくりを目指し、女性職員の登用を進めます。特定事業主行動計画を着実に実行するとともに、長期的な視野で管理職への登用のほか、監督職への人材育成に注力します。

番号	事業名	事業内容	担当課
78	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修の充実	男女共同参画への理解促進に向けた職員研修を実施します。	職員課 生活文化課
再 21	特定事業主行動計画の推進とポジティブ・アクションの推進（再掲）	女性職員の登用促進に向けて特定事業主行動計画を早期に達成し、更なる取組を目指します。庁内の女性活躍推進に係る状況や課題把握に努め、計画の見直しを行います。また、ポジティブ・アクションを推進します。	職員課 生活文化課
79	男女の配置均等化の推進	多様化する業務内容において、性差なく人員配置を行っていきます。	職員課
再 22	女性職員の能力活用に関する管理職研修の実施（再掲）	管理職の男女共同参画意識の向上のための研修を実施します。	職員課 生活文化課
80	プロジェクトチーム等におけるポジティブ・アクションの推進	プロジェクトチーム等を組織する際、応募した職員から選出する場合は、男女比率が均等になるよう努めます。	企画調整課

取組の方向（２）庁内推進協議会の充実

施策の総合的、計画的実施にむけて、庁内推進協議会の総合調整力を強化するなど庁内推進体制の充実を図ります。

番号	事業名	事業内容	担当課
81	男女共同参画推進協議会の充実	庁内推進体制の充実を図ります。	生活文化課

取組の方向（３）庁内実施主体間の連携強化

各施策・事業をより実効性のあるものとするために、施策実施やその効果を検討できる横断的組織の検討などにより、庁内実施主体間の連携を強化します。

番号	事業名	事業内容	担当課
82	男女共同参画推進のための総合調整機能の強化	市政の基本的施策の企画において、男女共同参画の視点に立って総合調整を行います。	企画調整課 生活文化課
83	ジェンダー予算に関する調査研究	ジェンダー予算に関する調査研究を行います。	財政課 生活文化課

取組の方向（４）市民参加による推進体制の充実

男女平等推進市民会議を設置し、施策をより実効性のあるものとするための評価方法の検討とともに、毎年、関連する施策・事業の進捗状況の確認・課題の検討を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
84	男女平等推進市民会議の充実	プランの推進に係る事項及び男女共同参画社会の実現のために、解決が必要な課題について検討します。	生活文化課

施策 3

関係機関・団体との連携強化

男女共同参画の推進は、社会、そして世界の動きと深い関わりがあります。このプランもまた男女共同参画社会基本法に基づいて策定するものであり、国や都の施策・事業と協調した取り組みが必要です。また、就労や日常生活などの市民生活は市内にとどまるものではないため、男女共同参画の実現には他の自治体や関係機関・団体との連携強化が重要な課題となっています。

取組の方向（１）国、都、企業、学校、地域の団体との連携強化

関係機関との連携強化を図り、情報収集、調査・研究、及び要請を行っていきます。

番号	事業名	事業内容	担当課
85	国、都、企業、学校、地域の団体との連携強化	関係機関との連携強化を図り、情報収集、調査・研究、及び要請を行っていきます。	生活文化課

施策 4

男女平等推進プランの実効性の確保

男女共同参画に向けた取り組みを着実に推進するためには、プランの計画期間の最終目標を設定し、その目標に向けて進捗状況を把握しながら事業を進める必要があります。特に、数値目標を設けることは市の状況がどの程度進んでいるのかを検証し、また、成果をわかりやすく示すために効果的なものです。

これまでの取り組みにおけるデータや今後の見通しを勘案し、数値目標を設定して着実な計画推進に努めます。

取組の方向（１）確実なPDCAサイクルの実施

評価方法を見直し、数値目標や重点課題を設定することで、プランを実効性のあるものとしていきます。

番号	事業名	事業内容	担当課
86	進捗状況の年次報告の実施	プランをより実効性のあるものとするために、評価方法を見直し、進捗状況の年次報告を実施します。	生活文化課

取組の方向（２）男女別等統計の充実

男女別統計（ジェンダー統計）を積極的に利用し、現状の把握と今後の施策展開に活かしていきます。また、現状で不足している分野についての男女別統計（ジェンダー統計）の整備を進めていきます。

番号	事業名	事業内容	担当課
87	プランの実効性の向上	数値目標や課題等を設定する際に男女別統計を参考にする等の工夫を行い、また、評価方法を随時見直すことで、プランを実効性のあるものとしていきます。	生活文化課

取り組みの方向（３）男女共同参画推進条例（仮称）の研究

男女共同参画社会の形成を目指し、プランに掲げる施策を着実に推進していくための指針とするため、男女共同参画推進条例（仮称）について研究を行います。

番号	事業名	事業内容	担当課
88	男女共同参画推進条例（仮称）の研究	男女共同参画社会の形成を目指し、施策を積極的に展開していくための指針とするため、条例の制定について研究します。	生活文化課



第 4 章

資 料

1 東久留米市男女平等推進市民会議条例

平成 8 年 1 2 月 2 5 日 条例第 2 3 号
改正 平成 1 3 年 3 月 3 0 日 条例第 1 6 号
改正 平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日 条例第 2 8 号

(設置)

第 1 条 東久留米市男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、市長の附属機関として、東久留米市男女平等推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、報告する。

- (1) 東久留米市男女平等推進プランの推進にかかわる事項
 - (2) 前号のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題に関する事項
- (組織)

第 3 条 市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員 1 0 人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 東京都等関係行政機関が推薦する者 2 人以内
- (3) 市民公募による者 4 人以内
- (4) 市職員で市長が推薦する者 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議は、会長が招集する。

- 2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 市民会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(部会)

第 7 条 市民会議は、特定事項又は専門的事項について調査及び検討を行うために必要が

あると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年12月27日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 東久留米市男女平等推進市民会議委員名簿

	区分	役職等	氏名
◎	学識経験者	・特定非営利活動法人 日本BPW連合会理事長 ・元内閣府男女共同参画局長	名取 はにわ
		・多摩信用金庫 価値創造事業本部 営業店支援部 課題解決企画グループ 調査役	徳田 ユミ子
	東京都等関係 行政機関の推薦	・東京都生活文化局都民生活部 男女平等参画課長	野口 昌利 H28.6.30 まで
			白石 正樹 H28.8.3 から
		・東久留米市民生委員・児童委員協議会会長	鈴木 久佐子 H28.11.30 まで
		・東久留米市民生委員・児童委員協議会副会長	世木澤 久美子 H29.1.27 から
○	公募市民		斎藤 利之
			柘植 宏実
			本田 純
			佐賀 律子
	市職員	・東久留米市子ども家庭部長	森山 義雄
		・東久留米市教育部長	師岡 範昭

* ◎は会長 ○は副会長

* 区分 東久留米市男女平等推進市民会議条例 第3条による

* 任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

3 東久留米市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成27年3月23日 東久留米市訓令乙第70号

(設置)

第1 男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的推進を図るため東久留米市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 東久留米市男女平等推進プランの推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会を実現するための施策に関すること。

(構成)

第3 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、副市長とする。
- 3 副会長は、教育長とする。
- 4 委員は、次の職をもって充てる。

東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和46年規則第25号）第4条第1項に定める庁議の構成員（市長を除く。）

(会議)

第4 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じ協議会に協議事項に関する職員の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の審議事項のうち、指定されたものを事前に検討及び調整等を行う。
- 3 幹事会の構成員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 企画調整課長
- (2) 総務課長
- (3) 職員課長
- (4) 生活文化課長
- (5) 防災防犯課長
- (6) 福祉総務課長
- (7) 介護福祉課長
- (8) 障害福祉課長
- (9) 健康課長
- (10) 子育て支援課長
- (11) 児童青少年課長
- (12) 指導主事

(1 3) 生涯学習課長

(1 4) その他会長が必要と認めるもの。

4 幹事会は副会長が招集し、主宰する。

5 副会長は、必要に応じ幹事会に調査、検討事項に関係のある職員の出席を求め、又は職員からなる分科会を置くことができる。

6 幹事会は、検討及び調査等の結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6 協議会及び幹事会の庶務は、市民部において処理する。

付 則

この訓令は、平成6年2月1日から施行する。

付 則(平成10年4月17日訓令乙第40号)

この訓令は、平成10年4月17日から施行する。

付 則(平成12年3月28日訓令乙第43号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年2月20日訓令乙第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月24日訓令乙第34号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年7月25日訓令乙第114号)

この訓令は、平成15年7月25日から施行する。

付 則(平成19年4月23日訓令乙第88号)

この訓令は、平成19年4月23日から施行する。

付 則(平成20年3月28日訓令乙第59号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成25年10月9日訓令乙第149号)

この訓令は、平成25年10月15日から施行する。

付 則(平成26年5月14日訓令乙第107号)

この訓令は、平成26年5月22日から施行する。

付 則(平成27年3月23日訓令乙第70号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

4 配偶者暴力対策庁内連絡会の目的と構成

目的：配偶者からの暴力の防止及び被害者保護と支援の庁内連携を図るため、関係部署が連絡会を持ち、情報の共有化と支援体制の整備、担当職員の資質向上を図る。

構成：以下に挙げる職にある者及び担当職員

課長	担当名・係名
生活文化課長	市民相談・施設係
市民課長	住民記録係
福祉総務課長	福祉政策係 保護１係 保護２係
障害福祉課長	福祉支援係 地域支援係
介護福祉課長	地域ケア係
健康課長	保健サービス係
保険年金課長	国保年金資格係
子育て支援課長	保育・幼稚園係 施設給付係
児童青少年課長	助成支援係 主査（子ども家庭支援センター） 児童青少年係
学務課長	学事係
指導室長	指導主事

（事務局）生活文化課

平成15年 8月	設置
平成16年12月	保険年金課を追加
平成18年 4月	婦人相談員を追加
平成20年 4月	組織改正
平成27年 4月	組織改正

5 策定の経過

〈平成 27 年度〉

年月	事項	内容
1 月 15 日	第 4 回男女平等推進市民会議	東久留米市男女平等・共同参画に関する アンケート調査（案）について
2 月 22 日	第 5 回男女平等推進市民会議	東久留米市男女平等・共同参画に関する アンケート調査（案）について

〈平成 28 年度〉

年月	事項	内容
5 月 6 日	第 1 回男女平等推進市民会議	委嘱書、任命書の交付 会長・副会長の選出 諮問書の交付 次期東久留米市男女平等推進プランについて
5 月 17 日	第 1 回男女共同参画推進協議会	次期東久留米市男女平等推進プランについて
8 月 4 日	第 2 回男女平等推進市民会議	東久留米市男女平等・共同参画に関する アンケート調査報告について 次期東久留米市男女平等推進プランの 基本理念 及び 体系（案）について
10 月 24 日	第 5 回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プランの 施策 及び 事業（案）について
11 月 8 日	第 2 回男女共同参画推進協議会	東久留米市男女平等・共同参画に関する アンケート調査結果報告について 次期東久留米市男女平等推進プランについて
11 月 28 日	第 6 回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プラン（素案） について
12 月 1 日	第 3 回男女共同参画推進協議会	（仮称）東久留米市第 3 次男女平等推進プラン（素案）について
2 月 6 日	第 7 回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プラン（素案） について
2 月 23 日	第 8 回男女平等推進市民会議	次期東久留米市男女平等推進プランについて（答申）
2 月 28 日	第 4 回男女共同参画推進協議会	次期東久留米市男女平等推進プランについて（答申）

6 東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査実施の概要

【調査目的】

「東久留米市第2次男女平等推進プラン」における取組みの進捗状況を確認するとともに、次期の「東久留米市男女平等推進プラン」を策定するにあたり、より良い計画策定に向けた基礎資料とするため。

【調査設計】

東久留米市男女平等・共同参画に関するアンケート調査は、次の内容で行った。

- | | |
|----------|--|
| (1) 調査項目 | 1 回答者の属性
2 家庭生活
3 子育てと仕事
4 仕事と職場
5 地域活動
6 ワーク・ライフ・バランス
7 防災
8 男女平等
9 配偶者等からの暴力
10 性的マイノリティ（性的少数者） |
| (2) 調査地域 | 東久留米市全域 |
| (3) 調査対象 | 東久留米市に居住する満20歳以上の市民 2,000人 |
| (4) 標本抽出 | 2016(平成28)年4月1日の住民基本台帳からの無作為抽出
(年齢層、性別割合は同等となるよう設定のうえ) |
| (5) 調査方法 | 郵送配布－郵送回収法 |
| (6) 調査時期 | 2016(平成28)年4月28日～5月31日 |
| (7) 回収結果 | 574人(28.7%) |

7 (仮称) 東久留米市第3次男女平等推進プラン(素案)についての パブリックコメント実施結果

意見募集期間 平成28年12月21日(水)から平成29年1月13日(金)まで
 計画案の閲覧場所 生活文化課・市政情報コーナー(いずれも市役所2階)、
 中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、及び市ホームページ
 受付方法 郵送、ファクスまたは電子メール
 意見数 2件

意見の概要と計画策定にあたっての考え方

意見概要	考え方
禁煙と受動喫煙の危害防止施策を充実してほしい。	次期プラン目標Ⅳ事業通番32(HIV／エイズや性感染症の予防、喫煙、薬物乱用の防止に関する教育の充実)において、喫煙の危険性について啓発することとしています。
男女平等推進センターの移転についてのご意見	男女平等推進センターにつきましては男女共同参画推進に資するよう、今後も適切に運営してまいります。

8 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男

女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を

定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努める

ものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日 号外法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の

援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定

めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、

被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することがで

きない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりそ

の効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配

偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

らない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準

に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同

条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させ

るための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業

主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定す

る一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（略）

9 男女共同参画社会実現に向けたこれまでの動き

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	○世界会議で「世界行動計画」採択	○総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置(9月)	○東京都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択	
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に「婦人労働問題担当室」設置 ○「国連婦人の十年」スタート(～1985年)	○民法改正(離婚後婚氏続称制度の新設)(6月) ○第1回日本婦人問題会議開催	○「都民生活局婦人計画課」設置	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定(1月) ○「国内行動計画前期重点目標」決定 ○国立婦人教育会館開設(10月)	○「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置 ○婦人相談センター開設	
1978年 (昭和53年)			○東京都「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(11月)	
1979年 (昭和54年)	○国連総会で「女子差別撤廃条約」採択(12月)		○東京都婦人情報センター開設(4月)	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択(7月) ○「女子差別撤廃条約」署名式	○民法改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設)(5月) ○女子差別撤廃条約署名(7月)	○「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	
1981年 (昭和56年)	○女子差別撤廃条約発効(9月) ○ILO第156号条約(男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)採択(ILO総会)	○「国内行動計画後期重点目標」策定(5月) ○母子福祉法改正(6月)	○「東京都婦人問題協議会」設置	
1982年 (昭和57年)				○「婦人問題協議会」設置
1983年 (昭和58年)			○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定(1月)	
1984年 (昭和59年)		○改正国籍法成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)(5月)		
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	○国民年金法改正(女性の年金権確立)(4月) ○「男女雇用機会均等法」成立(施行は1986年) ○労働基準法一部改正(施行は1986年) ○女子差別撤廃条約批准(6月)		○総務部庶務課「婦人問題担当」設置 ○「婦人関係行政推進協議会」設置
1986年 (昭和61年)		○男女雇用機会均等法施行(4月)		
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)		○「男女平等社会を実現するための東久留米市行動計画」策定

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
1988年 (昭和63年)		○労働基準法の一部改正 (労働時間の短縮)		○女性情報誌「ウィメン」創刊
1989年 (平成元年)	○国連総会で「児童の権利に関する条約」採択(11月)	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表(3月) ○法例一部改正(婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等)		
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(3月) ○ILO第171号条約(夜業に関する条約)採択(ILO総会)			
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(5月) ○育児休業法公布(5月)		
1992年 (平成4年)		○育児休業法施行(4月) ○初の婦人問題担当大臣設置	○東京女性財団設立(7月)	
1993年 (平成5年)	○国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(12月) ○世界人権会議(ウィーン)開催	○「パートタイム労働法」施行(12月)		
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む新行動計画を採択(9月) ○ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択(ILO総会)	○児童の権利に関する条約批准 ○総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(6月) ○「男女共同参画推進本部」発足(7月) ○「男女共同参画推進本部」設置		○「東久留米市女性問題協議会」設置 ○女性情報誌名称変更「ときめき」
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」採択(9月)	○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」成立 ○ILO第156号条約批准	○「東京ウィメンズプラザ」開館(11月)	
1996年 (平成8年)		○「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ)(6月) ○「男女共同参画2000年プラン」策定(12月)		○「東久留米市男女平等推進プラン」(第2次行動計画)策定 ○第1回東久留米女性フォーラム開催

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議会設置法」施行(3月) ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正(6月)		○旧分庁舎施設の一部に「東久留米市男女平等推進センター」設置(暫定施設) ○「東久留米市男女平等推進市民会議」条例設置
1998年 (平成10年)		○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申(6月)	○東京都「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(3月)	○「男女平等推進センター運営協議会」設置 ○男女平等推進センター夜間・土日開館開始
1999年 (平成11年)		○(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行(4月) ○「男女平等共同参画社会基本法」成立・施行(6月)		○男女平等推進センターでの専門相談事業開始 ○男女平等推進センターの愛称「フィフティ ² 」に決定
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)を開催(北京行動綱領の検証、政治宣言・成果文書)6月	○「ストーカー行為等規制法」施行(11月) ○男女共同参画計画策定(12月)	○「東京都男女平等参画基本条例」施行(3月)	○「男女共同参画都市宣言」
2001年 (平成13年)		○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(1月) ○「DV防止法」成立	○「東京都男女平等を進める会」設置	○「改定版東久留米市男女平等推進プラン」(第3次行動計画)策定
2002年 (平成14年)		○改正「育児・介護休業法」施行(4月)	○「男女平等参画のための東京都行動計画」策定(1月) ○「配偶者暴力相談支援センター業務」開始	
2003年 (平成15年)	○女性差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」(7月)	○「次世代育成支援対策推進法」施行(7月) ○「少子化社会対策基本法」成立(7月)		○市民部生活文化課「男女共同参画係」設置
2004年 (平成16年)		○「性同一性障害者特例法」施行(7月) ○「DV防止法」改正(12月) ○内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定		○借り上げ施設に「東久留米市男女平等推進センター」設置(条例設置)
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催(12月)	○改正「育児・介護休業法」施行 ○男女共同参画計画(第2次)策定(12月) ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ○少子化・男女共同参画担当大臣設置		
2006年 (平成18年)		○改正「男女雇用機会均等法」改正	○東京都配偶者暴力対策基本計画策定(3月)	○「改定版東久留米市男女平等推進プラン後期計画期間(平成18年度～平成22年度)における重点課題」策定

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
2007年 (平成19年)		○改正「男女雇用機会均等法」施行(4月) ○「パートタイム労働法」改正(5月) ○「DV防止法」改正(7月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン 2007 策定(3月)	
2008年 (平成20年)		○改正「DV防止法」施行(1月) ○改正「パートタイム労働法」施行(4月)		
2009年 (平成21年)	○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 ○第1回女性に関するASEAN+3会合	○「DV相談ナビ」運用開始 ○「育児・介護休業法」改正(施行は2010年、一部の規定は2015年施行)		○「東久留米市配偶者暴力対策基本計画」策定
2010年 (平成22年)	○第54回国際婦人の地位委員会において「北京+15」記念宣言採択	○「育児・介護休業法」施行(6月) ○第3次男女共同参画基本計画策定(12月) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		
2011年 (平成23年)	○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足 ○女性差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント(8月) ○上記に対する委員会のコメント(11月)	○「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」の開設	○「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」中間まとめ公表	○「男女共同参画社会の形成をめざす 東久留米市第2次男女平等推進プラン」(第4次行動計画)策定 ○「東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画」策定
2012年 (平成24年)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(6月)	○男女平等参画のための東京都行動計画策定(3月) ○東京都配偶者暴力対策基本計画策定(3月)	
2013年 (平成25年)		○「DV防止法」一部改正(6月) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ○「ストーカー規制法」改正 ○「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる		

年	国際的な動き	国の動き	東京都の動き	市の動き
2014年 (平成26年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「日本再興戦略」改定2014に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催(9月) ○内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(10月)		
2015年 (平成27年)	○国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択(17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる)(9月) ○第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催	○「女性活躍加速のための重点2015」策定(6月) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定(8月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2015)開催(8月) ○第4次男女共同参画基本計画策定(12月)		
2016年 (平成28年)	○第60回国連女性の地位委員会(3月) ○国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8階報告に対する最終見解(3月)	○「女性活躍加速のための重点2016」策定(5月) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2016)開催(12月)	○東京都女性活躍推進白書策定(2月) ○「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方」中間まとめ公表(10月)	○「東久留米市特定事業主行動計画」策定 ○「東久留米市男女平等推進センター条例」改正(12月) ※これにより2017(平成29)年4月より男女平等推進センター移転が決定
2017年 (平成29年)				○「東久留米市第3次男女平等推進プラン」策定(東久留米市第3次配偶者暴力対策基本計画及び東久留米市女性活躍推進計画を含む)

東久留米市第3次男女平等推進プラン

発 行／2017（平成 29）年 3 月

発行者／東久留米市

編 集／東久留米市市民部生活文化課

住 所／〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電 話／042-470-7738